

「諸外国政府における A I 関連法制及び
A I 導入事例に関する調査研究」

報告書

(EU 等における政府系給付金関連 AI システムの利用実態を中心として)

令和 5 年 1 月

株式会社 国際社会経済研究所

目次

1. 諸外国政府における AI 関連法制の収集・調査	4
1. 1 EU 等の GDPR における AI 関連規定	4
1. 1. 1 GDPR における AI 関連規定の概要	4
1. 1. 2 EU データ保護指令第 29 条作業部会「個人に対する自動意思決定とプロファイリングに関するガイドライン」	6
(1) プロファイリングと自動意思決定	6
(2) GDPR 第 22 条の概要図	7
(3) GDPR 第 22 条の詳細	8
1. 2 EU 等の AI 規則案におけるハイリスク AI システム関連規定	13
1. 2. 1 AI 規則案の概要	13
(1) リスクベースアプローチ	13
(2) AI の定義	13
(3) 適用範囲	14
(4) 許容できないリスクの AI システム	15
(5) ハイリスク AI システム	16
(6) 透明性の義務のある AI システム	20
(7) 最小限リスク、又はリスクのない AI システム	20
(8) ガバナンス構造	20
1. 2. 2 ハイリスク AI システムの要件と義務	20
(1) ハイリスク AI システムに対する要件	21
(2) ハイリスク AI システムのオペレーターの義務	21
2. 諸外国政府における AI 導入事例の収集・調査	24
2. 1 EU 各国等の公共部門における AI 導入概況・規制動向	24
2. 1. 1 EU 各国の公共部門における AI 導入概況	24
2. 1. 2 EU 各国等の公共部門における AI 規制動向	26
(1) フランス	26
(2) 英国	27
(3) オランダ	32
2. 2 EU 各国等の公共部門における AI 導入事例	34
2. 2. 1 フランスの家族手当金庫の住宅手当及び活動手当	34
2. 2. 2 スペインの環境移行・人口問題省の電力料金補助金	35
2. 2. 3 エストニアの失業保険基金の失業手当と失業者プロファイリング	36
(1) エストニア失業保険基金の失業手当	36
(2) エストニア失業保険基金の失業者プロファイリング	37

2. 2. 4	英国の自治体の住宅手当	38
2. 2. 5	オランダの事例	39
(1)	社会問題雇用省のリスク指標システム (SyRI)	39
(2)	税・関税局の育児手当システム	42
(3)	税・関税局の不正行為シグナル登録システム	44
2. 2. 6	デンマークの社会保障支払局の社会保障給付金	46
2. 2. 7	オーストリアの労働市場サービスの雇用機会支援システム	49
2. 2. 8	スウェーデンの自治体の生計補助システム	51
2. 2. 9	フィンランドの事例	53
(1)	社会保険庁の社会保障給付金	53
(2)	国税庁の税額決定システム	54
2. 2. 10	ポーランドの家族・労働・社会政策省の失業者プロファイリングシステム	57
2. 2. 11	EU 各国の公共部門におけるその他の AI 導入事例	58
	参考文献	62

1. 諸外国政府における AI 関連法制の収集・調査

1. 1 EU 等の GDPR における AI 関連規定

AI（人工知能）を規制する条項を含む EU 法としては、GDPR（一般データ保護規則）¹と AI 規則案²（2023 年 1 月時点では未成立）¹が存在する。本節では、GDPR における AI 関連規定を整理する。

1. 1. 1 GDPR における AI 関連規定の概要

GDPR は 2016 年 4 月 27 日に制定され、2018 年 5 月 25 日から EU 加盟国及び欧州経済領域（EEA）の一部であるアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタインにおいて適用されている。

GDPR では、AI に関連した個人データ処理として、「プロファイリング（profiling）」と「自動意思決定（automated decision-making）」の 2 つが挙げられている。プロファイリングは、自動意思決定の一類型とみなされている。

まず、プロファイリング²については、以下の 3 つの場面で規制がなされている。

- ①プロファイリング一般（第 4 条 4 項）
- ②完全自動意思決定（プロファイリングを含む）（第 22 条）
- ③ダイレクトマーケティング目的での個人データ処理（プロファイリングを含む）（第 21 条 2 項）

図表 1 GDPR におけるプロファイリングの規制³

プロファイリングが規制される場面	GDPR での規制内容	例 (EU データ保護指令第 29 条作業部会ガイドライン (WP251) 記載のもの)
------------------	-------------	---

¹ AI 規則案は欧州委員会により 2021 年 4 月 21 日に提案されて以降、欧州議会と欧州連合理事会で審議されている。欧州議会では 2021 年 12 月に IMCO（域内市場・消費者保護委員会）と LIBE（市民的自由・司法・内務委員会）が AI 規則案の審議を共同で主導することが決定され、2022 年 4 月に IMCO と LIBE が公表した AI 規則案に対するドラフトレポートには 3000 件以上の修正が加えられた。他方、欧州連合理事会では運輸・通信・エネルギー理事会で審議が行われ、2022 年 12 月には理事会内での合意案（general approach）が採択された。欧州議会、欧州連合理事会ともに、議員や各国関係者から様々な修正意見が寄せられているため、審議に時間がかかっている。欧州議会内での合意案が採択された後、欧州委員会を含めた三者協議に移行する見込みである。

² GDPR 第 4 条 4 項で、「『プロファイリング』とは、自然人と関連する一定の個人的側面を評価するための、特に、当該自然人の業務遂行能力、経済状態、健康、個人的嗜好、興味関心、信頼性、行動、位置及び移動に関する側面を分析又は予測するための、個人データの利用によって構成される、あらゆる形式の、個人データの自動的な取扱いを意味する」と定義されている。GDPR 条文和訳は個人情報保護委員会の仮日本語訳に基づく（以下同様）。

³ 国際社会経済研究所作成。

①プロファイリング一般 (第4条4項)	個人データ処理の1つとして(他の個人データ処理と同様に)、管理者や処理者に様々な義務が課されている。	<ul style="list-style-type: none"> データブローカーが様々な情報源から個人データを取得し、整理して、個人に関するプロファイルを作成し、セグメント分けする場合
②完全自動意思決定(プロファイリングを含む) (第22条)	<p>完全に自動化された意思決定(完全自動処理のプロファイリングを含む)であって、本人に法的効果又は同様の重大な影響をもたらすものが原則として禁止されている。</p> <p>(契約履行に必要な場合や、本人の明示的同意がある場合は可能だが、人間の関与を得る権利、本人の見解を表明する権利、その決定を争う権利を保障しないといけない。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個人の運転習慣が長期に渡ってモニターされ、「常習的なスピード違反か」「直近に他の交通違反を起こしていないか」等に基づいて罰金額が決められる場合 ローンの審査がアルゴリズムを用いて行われ、担当者による評価を経ずに、審査結果が自動的に個人に通知される場合 オンラインでのクレジットカード申請が自動的に拒否される場合 人間が関与しない電子リクルーティングの場合
③ダイレクトマーケティング目的での個人データ処理(プロファイリングを含む) (第21条2項)	ダイレクトマーケティング目的での個人データ処理(プロファイリングを含む)に対して、本人はいつでも異議を述べる権利を持つ ⁴ 。	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の近くのレストランをレコメンドする携帯アプリが、取得したデータから利用者の食事の好みや生活習慣などをプロファイリングし、携帯電話に広告を送る場合

②の完全自動意思決定(完全自動処理のプロファイリングを含む)であって本人に法的効果又は同様の重大な影響をもたらすものについては、第22条において原則禁止されている。これには、政府系給付金の給付に関するAIシステムが含まれる。また、第13条(データ主体から個人データが取得される場合において提供される情報)、第14条(個人データがデータ主体から取得されたものではない場合において提供される情報)、第15条(データ主体によるアクセスの権利)、第35条(データ保護影響評価)、第47条(拘束的企業準則)に関連規定がある。

以下に、自動意思決定に関する中心的規定である第22条の条文を記載する。

<p>GDPR 第22条 プロファイリングを含む個人に対する自動化された意思決定</p> <p>1. データ主体は、当該データ主体に関する法的効果を発生させる、又は、当該データ主体に対して同様の重大な影響を及ぼすプロファイリングを含むもっぱら自動化された取扱いに基づいた決定の対象とされない権利を有する。</p>

⁴ 関連して、公共の利益や正当な利益の目的での個人データ処理(プロファイリングを含む)に対して異議を述べる権利も規定されている(第21条1項)。

2. 第 1 項は、以下のいずれかの決定には、適用されない。

(a) データ主体とデータの管理者の間の契約の締結又はその履行のために必要となる場合。

(b) 管理者がそれに服し、かつ、データ主体の権利及び自由並びに正当な利益の安全性を確保するための適切な措置も定める EU 法又は加盟国の国内法によって認められる場合。又は、

(c) データ主体の明示的な同意に基づく場合。

3. 第 2 項(a)及び(c)に規定する場合においては、そのデータの管理者は、データ主体の権利及び自由並びに正当な利益、少なくとも、管理者の側での人間の関与を得る権利、データ主体の見解を表明する権利及びその決定を争う権利の保護を確保するための適切な措置を実装するものとする。

4. 第 9 条第 2 項(a)又は(g)が適用され、かつ、データ主体の権利及び自由並びに正当な利益の保護を確保するための適切な措置が設けられている場合を除き、第 2 項に規定する決定は、第 9 条第 1 項に規定する特別な種類の個人データを基礎としてはならない。

1. 1. 2 EU データ保護指令第 29 条作業部会「個人に対する自動意思決定とプロファイリングに関するガイドライン」

本節では EU データ保護指令第 29 条作業部会の「個人に対する自動意思決定とプロファイリングに関するガイドライン」(WP251)⁵⁾に基づき、プロファイリング及び自動意思決定に対する規制内容の詳細を説明する。

(1) プロファイリングと自動意思決定

GDPR 第 4 条 4 項の定義により、「プロファイリング (profiling)」は以下の 3 つの要素から成る。

- ・ 自動的な形式の処理 (を伴ったもの)。(人間の関与を必ずしも排除しない。)⁵⁾
- ・ 個人データに対して実施される処理。かつ、
- ・ 自然人に関する個人的側面を評価する処理。

年齢・性別・身長といった既知の属性のみに基づく、単なる個人の分類 (classification) は、必ずしもプロファイリングにつながるものではない。これは、当該分類の目的に依存する。例えば、ある企業が顧客を年齢や性別によって統計目的で分類し、個人に対して何らの予測を行ったり何らの結論を下したりせずに、単に顧客の集合的な概観を得ようとする

⁵⁾ すなわち、完全自動処理でないものもプロファイリングに該当する。

場合、当該目的は個人の特徴 (characteristic) を評価することではなく、したがって、プロファイリングではない。

他方、「自動意思決定 (automated decision-making)」は、プロファイリングと一部重なる場合もあるが、異なる概念とされている。

- ・ 例：スピードカメラのみに基づいて科される罰金は自動意思決定であるが、プロファイリングは伴わない。
- ・ 例：個人の運転習慣が長期に渡ってモニターされ、「常習的なスピード違反か」「直近に他の交通違反を起こしていないか」といった要素に基づいて罰金額が決められる場合、プロファイリングに基づく自動意思決定となる。

自動意思決定は以下のデータに基づいてなされる。

- ・ 個人から直接的に提供されるデータ (質問フォームへの回答など)
- ・ 個人を観察することで得られるデータ (アプリを通じて収集される位置データなど)
- ・ 既存のプロファイル情報から推測されたデータ (信用スコアなど)

これらを踏まえ、GDPR の文脈では「プロファイリング」という概念は、以下の 3 つの使われ方がなされる。

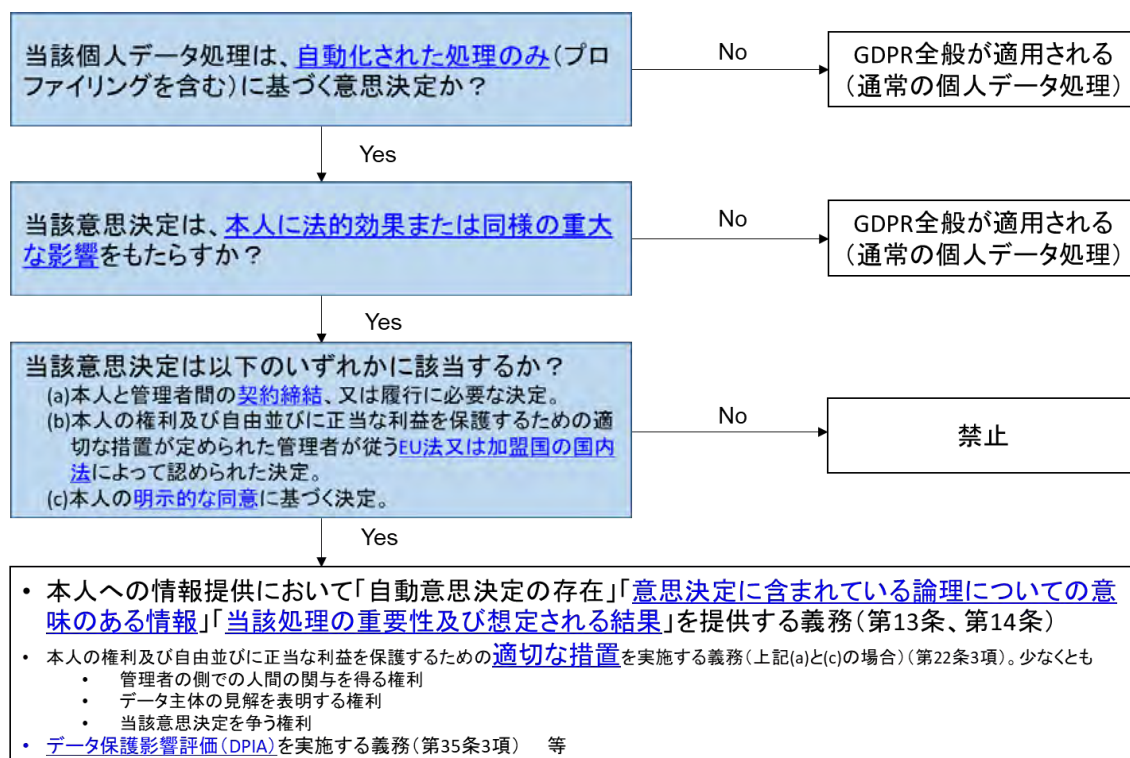
- ・ (i) プロファイリング一般
- ・ (ii) プロファイリングに基づく意思決定 (人間が関与するもの)
- ・ (iii) プロファイリングを含む、完全自動意思決定 (第 22 条)

(i)(ii)には、通常の個人データ処理と同様に、GDPR における一般的な義務が適用される。他方、(iii)には、一般的な義務に加えて、特に GDPR 第 22 条が適用される。

(2) GDPR 第 22 条の概要図

GDPR 第 22 条における適用関係を整理すると、以下のようになる。

図表 2 GDPR 第 22 条の概要図⁶



(3) GDPR 第 22 条の詳細

○第 22 条の構成要素：

GDPR 第 22 条は、以下の 3 つの要素から構成される。

- データ主体に法的効果又は同様の重大な影響をもたらす、プロファイリングなどの自動化された処理のみに基づいた意思決定(完全自動意思決定)を、原則として禁止する。(第 22 条 1 項)
- この原則にはいくつかの例外がある。(第 22 条 2 項)
- 例外の適用に当たっては、データ主体の権利及び自由並びに正当な利益を保護するための適切な措置を実施するものとする。(第 22 条 3 項)

○第 22 条 2 項で挙げられた 3 つの例外：

GDPR 第 22 条 2 項では、以下の 3 つの例外が挙げられている。

(a) データ主体とデータ管理者間の契約締結、又は履行に必要な意思決定。

管理者は、それが目的を達成する最も適切な方法だという理由から、完全自動意思決定を使用したいと思うかもしれない。人間が定常的に関与することは、処理されるデータ量の観点から非現実的であるか不可能であるかもしれない。このような完全自動意思決定が必要

⁶ 国際社会経済研究所作成。

なものと示すためには、よりプライバシー侵害的でない手段を採用しうるかどうかを考慮しなければならない。もし他の手段によって同じ目的に到達できるのであれば、このような完全自動意思決定は契約履行等に「必要」とはみなされない。

(b) データ主体の権利及び自由並びに正当な利益を保護するための適切な措置が定められた、管理者が従う EU 法又は加盟国の国内法によって認められた意思決定。

GDPR 前文 (71) で挙げられている例は、以下のために完全自動意思決定を使用することが EU 法又は加盟国法で定められている場合である。

- ・ 不正行為 (fraud) の監視や防止
- ・ 脱税の監視や防止
- ・ サービスのセキュリティの保証

(c) データ主体の明示的な同意に基づく意思決定。

○第 22 条 1 項の「自動化された処理のみに基づいた」の意味：

これは、意思決定プロセスに人間の関与がないことを意味する。

○ 第 22 条 1 項の「法的効果」又は「同様の重大な影響」の意味：

GDPR 第 22 条 1 項における「法的効果」と「同様の重大な影響」はそれぞれ以下を意味する。

・「法的効果」：

完全自動意思決定がデータ主体に「法的効果」をもたらす例として、以下がある。

- ・ 契約を解除されること。
- ・ 法律で定められた社会保障給付金 (児童手当や住宅手当等) の受給資格を得たり、拒否されること。
- ・ 入国を拒否されたり、市民権を拒否されること。

・「同様の重大な影響」：

前文 (71) で挙げられている例は、「オンラインでのクレジットカード申込みの自動的な拒否」及び「人間が介在しない電子リクルーティング」である。

この条件を満たすには、当該処理の効果が些細なものであってはならず、注目に値するほど十分に大きいか重要なものでなければならない。換言すれば、当該意思決定は以下の可能性がなければならない。

- ・ 個人の環境や行動、選択に重要な影響を与えること。
- ・ データ主体に長期的又は永続的な影響を与えること。

- ・ 極端な場合、個人の排斥や差別につながる事。

十分に「重大」な影響であるか否かの閾値を正確に示すことは難しいが、以下の決定はこのカテゴリーに入りうる。

- ・ 信用度など、当人の金融的環境に影響を与える意思決定。
- ・ 当人の医療サービスへのアクセスに影響を与える意思決定。
- ・ 当人の雇用機会を否定する決定、又は当人を重大な不利な状況に追いやる意思決定。
- ・ 大学入学など、当人の教育へのアクセスに影響を与える意思決定。

○ データ主体の権利としての情報提供を受ける権利（第 13 条、第 14 条）：

管理者が第 22 条 1 項にいう完全自動意思決定を行う場合は、第 13 条及び第 14 条に従い以下を行わなければならない。

- ・ データ主体にその旨を告知しなければならない。
- ・ 意思決定に含まれている論理（**logic involved**）について意味のある情報を提供しなければならない。
- ・ 当該処理の重要性（**significance**）及び想定される結果（**envisaged consequences**）について説明しなければならない。

また、当該処理が第 22 条 1 項の狭い定義に当てはまらない場合でも、上記の情報を提供することはグッドプラクティスとされている。GDPR の下で管理者は、当該処理を公正なものとするために、データ主体に十分な情報を提供しなければならないためである。

- ・ 「意思決定に含まれている論理（**logic involved**）についての意味のある情報」：

機械学習の発展により、自動意思決定プロセスやプロファイリングがどのように行われているかを理解することは難しくなっている。

管理者は、意思決定の背後にある根拠（**rationale**）や依拠するクライテリアについてデータ主体に伝えるシンプルな方法を見出すべきである。また、データ主体に提供される情報は意味のあるものであるべきである。

例：管理者は信用スコアを個人のローン申請を評価したり拒否したりするために利用している。信用スコアは信用照会機関から提供されたものであったり、管理者が保有する情報に基づき直接的に計算されたものであったりする。これらの情報源に関わらず、管理者がこの信用スコアに依存しているならば、管理者はその旨と根拠について、データ主体に説明できねばならない。管理者は、この処理が公正で責任ある貸付決定を行うことに役立つことを説明する。管理者は決定において考慮される主な項目の詳細、当該情報の情報源、その関連性について提供する。これには、例えば以下が含まれる。

- ・ データ主体によって申請フォーム上で提供された情報
- ・ これまでの口座取引に関する情報。支払滞納に関する情報を含む
- ・ 不正行為記録や支払不能（破産）記録などの公的な記録情報

管理者はまた、使用されている信用スコア手法の公平性・有効性・バイアスがかかっていないことを保証するためにそれが定期的にテストされていることもデータ主体に情報提供する。管理者は、GDPR 第 22 条 3 項に則り、ローン申請を拒否されたデータ主体が意思決定の再検討を要求できるように連絡先詳細を提供する。

- ・ 「当該処理の重要性（significance）及び想定される結果（envisaged consequences）」：

例：ある保険会社は、顧客の運転行動のモニタリングに基づいて、自動車保険の保険料を完全自動意思決定している。この自動意思決定の「重要性」と「想定される結果」として、保険会社は「危険な運転は高い保険料の支払いにつながる可能性がある」と説明し、架空ドライバー（急加速したり、ブレーキが遅いドライバーなど）の保険料を比較するアプリを提供する。また、図面を使って、どのように運転習慣を改善すれば保険料が下がるかのヒントを説明する。

○ 適切な措置（第 22 条 3 項）：

第 22 条 3 項の「データ主体の権利及び自由並びに正当な利益を保護するための適切な措置」には、少なくとも、データ主体が人間の関与を得るための方法、自分の見解を表明するための方法、当該意思決定を争うための方法を含めるべきである。

- ・ 「人間の関与」：

いかなるレビューも、意思決定を変更する適切な権限（authority）と能力（capability）を持った人間によって実施されなければならない。このレビューは、データ主体から提供される追加情報を含め、すべての関連するデータの徹底的な評価を実施するべきである。

- ・ 透明性：

前文（71）では、第 22 条 3 項に列挙された権利に加え、「データ主体に対する特別の情報提供」及び「そのような評価の後に到達した決定について説明を受ける権利」を保障すべきとしている。これは、当該処理に関する透明性の必要性を強調するものである。本人は、意思決定がどのように、何を根拠になされたかを完全に理解した場合のみ、その意思決定に異議を述べたり自分の見解を表明したりすることが可能になるためである。

- ・ バイアスやエラーへの対処：

管理者は、処理するデータセットに対して、何らかのバイアスがないかをチェックするために、頻繁な評価を実施するべきである。そして、相関関係への過剰な依存を含め、何らか

の先入観のある要素に対処する方法を開発するべきである。アルゴリズムを監査するシステムや、プロファイリング等の自動意思決定の正確性・関連性の定期的なレビューは、その他の有益な措置である。管理者は、特別な種類のデータ（センシティブデータ）に基づくエラーや不正確性、差別を防ぐための適切な手続きや措置を導入するべきである。これらの措置は、設計段階のみならず、このプロファイリングが個人に適用されるまで、継続的に用いられるべきである。そのようなテストの結果は、当該システム的设计にフィードバックされるべきである。

○ 子どもと自動化された意思決定：

前文（71）で、データ主体に法的効果又は同様の重大な影響をもたらすプロファイリング等の完全自動意思決定は、子どもに適用しないものとしてされている。第 22 条には子どもに関する言及はないものの、EU データ保護指令第 29 条作業部会は子どもに対するこのような自動意思決定を正当化するために第 22 条 2 項の例外を適用しないことを推奨している。

○ データ保護影響評価（DPIA）との関連：

第 35 条 3 項(a)では、プロファイリングを含め自動処理に基づく自然人に関する個人的側面の体系的かつ広範囲な評価であって、法的効果又は同様の重大な影響をもたらすものについて、DPIA の実施義務が規定されている。

○ 特別な種類の個人データ（第 9 条）との関連：

プロファイリングによって派生したデータや推測されたデータに「特別な種類の個人データ」（センシティブ個人データ）が含まれる場合がありうる。この場合、それらの派生データや推測データも、「特別な種類の個人データ」として処理しなければならない。

- ・ 例： 食品購買履歴から当人の健康状態を推測する場合。
- ・ 例： ある調査研究では、Facebook の「いいね！」の履歴と他の情報を組合せることで、男性利用者の性的指向の 88%、利用者の民族的素性の 95%、利用者がキリスト教徒かイスラム教徒かについての 82%を正確に予測することができた。

1. 2 EU等のAI規則案におけるハイリスクAIシステム関連規定

本節ではEUのAI規則案の概要と、AI規則案におけるハイリスクAIシステム（政府系給付金の給付に関するAIシステムを含む）の要件を整理する。

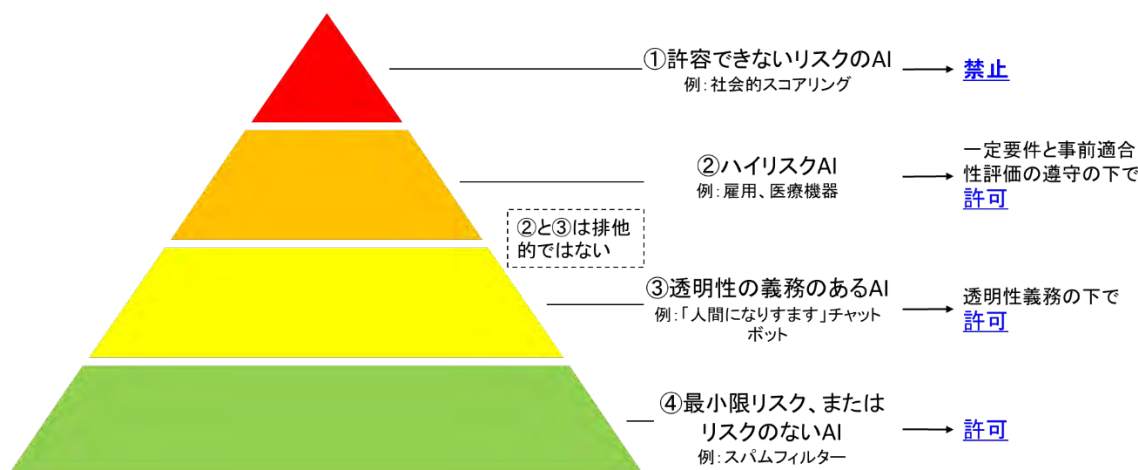
1. 2. 1 AI規則案の概要

欧州委員会は2021年4月21日、「AIに関する調和ルールを規定する規則案」（AI規則案）⁴を公表した。同規則案は欧州委員会が2020年2月に公表した「AIに関するホワイトペーパー：優越と信頼に向けた欧州アプローチ」⁵でその発行が予定されていたものである。AI規則案は2023年1月時点では未成立である。

(1) リスクベースアプローチ

AI規則案では、リスクベースアプローチ、すなわち、AIを一律に規制するのではなく、AIシステムがもたらすリスクに応じて規制をかけるアプローチが取られている。下図のように、AIシステムを①許容できないリスクのAI、②ハイリスクAI、③透明性の義務のあるAI、④最小限リスクのあるAIの4つに分類し、①は原則禁止、②と③は一定の義務の下で許可し、④については特に義務を設けずに許可している。②と③は排他的ではなく、②と③の両方に相当するAIシステムもありうる。欧州委員会によれば、ほとんどのAIシステムは④に相当するという。なお、AI規則案の大半の条項は、ハイリスクAIシステムを対象とした規定である。

図表3 AI規則案におけるリスクベースアプローチ⁷



(2) AIの定義

AIシステムの定義は、急速に発展する技術と市場を考慮に入れて、可能な限り技術的に

⁷ 欧州委員会資料^[5]を和訳、加筆。

中立で、時代遅れとならないものにするを目的としている⁸。

AI 規則案第 3 条 1 項に挙げられた AI の定義は、以下である⁹。

AI 規則案第 3 条 定義

(1) 「人工知能システム (AI システム)」とは、Annex I に記載されている手法とアプローチの 1 つ以上を用いて開発され、人間が定義した特定の目的について、当該システムが相互作用する環境に影響を与えるようなコンテンツ、予測、レコメンデーション、又は意思決定などのアウトプットを生成できるソフトウェアを意味する。

上記の定義で参照されている「Annex I 人工知能の手法とアプローチ」では、以下の手法とアプローチが記載されている。

AI 規則案 Annex I 第 3 条 1 項で言及された人工知能の手法とアプローチ

- (a) 機械学習アプローチ: ディープラーニングを含む様々な方法を使用した、教師あり学習、教師なし学習、及び強化学習を含む。
- (b) 論理・知識ベースのアプローチ: 知識表現、帰納 (論理) プログラミング、知識ベース、推論及び演繹エンジン、(記号) 推論、並びにエキスパートシステムを含む。
- (c) 統計的アプローチ、ベイズ推定、検索及び最適化手法。

(3) 適用範囲

第 2 条で、AI 規則案の適用範囲が規定されている。特に第 2 条の(a)と(c)で、EU 域外の事業者への域外適用が規定されている。なお、民間航空機や自動車、船舶、鉄道等の安全コンポーネントとして使用される AI システム (Annex II のセクション B に記載のものは、おのおの別の EU 製品安全法令で個別に規制され、AI 規則案 (第 84 条を除く) の対象とはならないとされている。

AI 規則案第 2 条 適用範囲 (Scope)

1. 本規則は以下に適用される。

- (a) そのプロバイダーが EU 域内に拠点があるか第三国に拠点があるかに関係なく、EU 域内で AI システムの市場投入 (上市) 又はサービス提供を行うプロバイダー。
- (b) EU 域内に位置する AI システムのユーザー。
- (c) そのシステムによって生成されたアウトプットが EU 域内で使用される場合、第三国に位置する AI システムのプロバイダーとユーザー。

⁸ AI 規則案に付属の説明覚書 5.2.1。

⁹ AI 規則案の条文和訳は国際社会経済研究所による仮訳。以下同様。

2. Annex II のセクション B の対象となる製品又はシステムの安全コンポーネントであるハイリスク AI システム、又はそれ自体がそのような製品又はシステムであるハイリスク AI システムの場合、本規則の第 84 条（評価と見直し）のみが適用される。
3. 本規則は、軍事目的のみで開発される、又は使用される AI システムには適用されない。
4. 本規則は、それらの機関や組織が EU 又は 1 つ以上の加盟国との法執行及び司法協力のための国際協定の枠組みの中で AI システムを使用する場合、第 1 項に従い本規則の適用範囲内にある第三国の公的機関にも国際組織にも適用されない。
5. 本規則は、指令 2000/31/EC の第 II 章第 IV 節に規定されている仲介サービスプロバイダーの責任に関する条項[デジタルサービス法の条項で置換される]の適用に影響を与えない。

図表 4 AI 規則案 Annex II のセクション B に記載された EU 法令

民間航空のセキュリティの分野における共通ルールに関する規則 (EC) No 300/2008	二輪車等の認可と市場監視に関する規則 (EU) No 168/2013
農林業用車両の認可と市場監視に関する規則 (EU) No 167/2013	船用機器に関する指令 2014/90/EU
鉄道システムの相互運用性に関する指令 (EU) 2016/797	自動車とトレーラーの認可と市場監視に関する規則 (EU) 2018/858
自動車の型式認可要件に関する規則 (EU) 2019/2144	民間航空分野における共通ルールと欧州連合航空安全庁の設置に関する規則 (EU) 2018/1139

(4) 許容できないリスクの AI システム

許容できないリスクをもたらすため禁止される AI システムとして、第 5 条で、以下の 4 つの類型が挙げられている。

図表 5 AI 規則案第 5 条における許容できないリスクの AI システム

説明	条文	例 ⁶⁾
(a) サプリミナル操作 (身体的・精神的危害を引き起こすもの)	本人又は他の人の身体的又は精神的危害を引き起こす仕方、又は引き起こす可能性の高い仕方、又は個人の行動を実質的に歪めるために、個人の意識を超えたサプライミナル技術を用いる AI システムの市場投入、サービス提供、又は使用。	トラック運転手に可聴域でない音を聞かせて、健康かつ安全な範囲を超えて長時間運転させるようにする。AI はこのような効果を最大化する音域の発見に使用される。

<p>(b)子どもや精神障害のある人の脆弱性の悪用 (身体的・精神的危害を引き起こすもの)</p>	<p>本人又は他の人の身体的又は精神的危害を引き起こす仕方、又は引き起こす可能性の高い仕方、当該グループに属する個人の行動を実質的に歪めるために、年齢や身体的・精神的障害による特定グループの個人の脆弱性を悪用する AI システムの市場投入、サービス提供、又は使用。</p>	<p>音声アシスタントを組み込んだ人形が、楽しくクールなゲームを装って、未成年者に次第に危険な行動やチャレンジをするようにけしかける。</p>
<p>(c)汎用目的のソーシャルスコアリング</p>	<p>個人の社会的行動又は既知もしくは予測された性格特性に基づき、以下のいずれか又は両者をもたらすようなソーシャルスコアを用いて、特定の期間にわたる自然人の信頼性を評価又は分類するための、公的機関による、又は公的機関に代わっての AI システムの市場投入、サービス提供、又は使用。 (i) データが最初に生成又は収集されたコンテキストとは関係のない社会的コンテキストにおける、特定の自然人又はそのグループ全体に対する不利益な、又は望ましくない扱い。 (ii) その社会的行動又はその重大さに対して不当な又は不釣り合いな、特定の自然人又はそのグループ全体に対する不利益な、又は望ましくない扱い。</p>	<p>AI システムが、親の取るに足らない、あるいは無関係な社会的「不正行為」(医療予約の無断キャンセル、離婚など)に基づいて、社会的ケアを必要としている子どもを特定する。</p>
<p>(d)公的にアクセス可能な空間における法執行目的でのリモート生体識別システム (例外あり)</p>	<p>公的にアクセス可能な空間における法執行の目的での「リアルタイム」リモート生体識別システムの使用。ただし、そのような使用が以下の目的の 1 つに厳密に必要な場合を除く。 (i) 行方不明の子どもを含む、特定の潜在的な犯罪被害者に対するターゲット化された搜索。 (ii) 自然人の生命又は身体的安全に対する特定の、実質的かつ差し迫った脅威の防止、又はテロ攻撃の防止。 (iii) 理事会枠組み決定 2002/584/JHA の第 2 条 2 項で言及され、当該加盟国において国内法によって少なくとも 3 年間の拘禁刑又は拘禁命令により罰することができる刑事犯罪の加害者又は容疑者の検出、位置の特定、識別、又は起訴。</p>	<p>ビデオカメラによってライブで撮影されたすべての顔が、テロリストを特定するためにデータベースに対してリアルタイムでチェックされる。</p>

(5) ハイリスク AI システム

AI 規則案で「ハイリスク AI システム」と分類されるシステムは、大きくは「(1) EU 法令で規制された製品の安全コンポーネントである AI システム」と「(2) 特定分野におけるスタンドアロン AI システム」の 2 つから成る。

(1) EU 法令で規制された製品の安全コンポーネント (第 6 条 1 項、Annex II)

AI 規則案 Annex II で挙げられた製品のうち、第三者適合性評価の対象となるもの (の安

全コンポーネントとなる AI) が「ハイリスク AI システム」とみなされる。

これらはさらに2つに分類され、1つは Annex II セクション A の「新たな法的フレームワーク (NLF) に基づく EU 調和法令のリスト」に記載されているものである。

図表 6 AI 規則案 Annex II のセクション A に記載された EU 法令

機械に関する指令 2006/42/EC	玩具の安全性に関する指令 2009/48/EC
レジャークラフトとパーソナルウォータークラフトに関する指令 2013/53/EU	昇降機及び安全コンポーネントに関連する加盟国の法律の調和に関する指令 2014/33/EU
潜在的な爆発性雰囲気での使用を目的とした機器及び保護システムに関連する加盟国の法律の調和に関する指令 2014/34/EU	無線機器の域内市場での利用可能化及び指令 1999/5/EC の廃止に関連する加盟国の法律の調和に関する指令 2014/53/EU
圧力機器の域内市場での利用可能化に関連する加盟国の法律の調和に関する指令 2014/68/EU	ケーブルウェイの設置に関する規則 (EU) 2016/424
個人用保護具に関する規則 (EU) 2016/425	ガス燃料を燃焼する機器に関する規則 (EU) 2016/426
医療機器に関する規則 (EU) 2017/745	体外診断用医療機器に関する規則 (EU) 2017/746。

もう1つは Annex II セクション B の「その他の EU 調和法令 (オールドアプローチ法令)」に記載されているものである。こちらについては、前述のように基本的に AI 規則案の対象外であり、第 84 条 (評価と見直し) のみが適用される。

図表 7 AI 規則案 Annex II のセクション B に記載された EU 法令

民間航空のセキュリティの分野における共通ルールに関する規則 (EC) No 300/2008	二輪車等の認可と市場監視に関する規則 (EU) No 168/2013
農林業用車両の認可と市場監視に関する規則 (EU) No 167/2013	船用機器に関する指令 2014/90/EU
鉄道システムの相互運用性に関する指令 (EU) 2016/797	自動車とトレーラーの認可と市場監視に関する規則 (EU) 2018/858
自動車の型式認可要件に関する規則 (EU) 2019/2144	民間航空分野における共通ルールと欧州連合航空安全庁の設置に関する規則 (EU) 2018/1139

(2) 特定分野におけるスタンドアロン AI システム (第 6 条 2 項、Annex III)

AI 規則案 Annex III において、以下の 8 つの特定分野について「ハイリスク AI システム」がそれぞれ規定されている。このうち「5. 重要な民間サービス、公共サービス、公的給付金へのアクセス及び受給」の(a)に、政府系給付金の給付に関する AI システムが含まれ

ている。

AI 規則案 Annex III 第 6 条 2 項で言及されたハイリスク AI システム

1. 自然人の生体識別及びカテゴライゼーション

(a) 自然人に対する「リアルタイム」及び「事後」のリモート生体識別に使用されることを目的とした AI システム。

2. 重要なインフラの管理と運用

(a) 道路交通の管理と運用、水・ガス・暖房・電気の供給の管理と運用における安全コンポーネントとして使用することを目的とした AI システム。

3. 教育と職業訓練

(a) 教育機関及び職業訓練機関へのアクセスを決定したり自然人をアサインしたりする目的で使用されることを目的とした AI システム。

(b) 教育機関及び職業訓練機関の学生を評価する目的、教育機関への入学に一般的に必要な試験の参加者を評価する目的で使用されることを目的とした AI システム。

4. 雇用、従業員管理、自営業者へのアクセス

(a) 自然人の採用又は選定、特に求人広告、応募者のスクリーニング又はフィルタリング、面接又は試験の過程での候補者の評価に使用することを目的とした AI システム。

(b) 昇進や仕事関連の契約関係の終了に関する意思決定、業務の割り当て、そのような契約関係における個人のパフォーマンスと行動のモニタリングや評価に使用することを目的とした AI システム。

5. 重要な民間サービス、公共サービス、公的給付金へのアクセス及び受給

(a) 公的機関によって、又は公的機関に代わって、自然人が公的支援の給付金及びサービスを受ける資格を評価し、またそのような給付金及びサービスを許可、削減、取り消し、又は再請求するために使用することを目的とした AI システム。

(b) 個人の信用度を評価したり、個人の信用スコアを作成したりするために使用することを目的とした AI システム。ただし、小規模プロバイダーが自ら使用するためにサービス開始した AI システムを除く。

(c) 消防士や医療救護を含め、緊急時の初期対応サービスを派遣、又は派遣の優先順位を決定するために使用されることを目的とした AI システム。

6. 法執行

(a) 自然人が犯罪若しくは再犯罪を行うリスク又は刑事犯罪の被害者となるリスクを評価

するために、法執行機関が個人のリスク評価を行うために使用することを目的とした AI システム。

(b) 法執行機関がポリグラフや同様のツールとして使用したり、自然人の感情状態を検出したりすることを目的とした AI システム。

(c) 法執行機関が第 52 条 3 項で言及されているようなディープフェイクを検出するために使用することを目的とした AI システム。

(d) 刑事犯罪の捜査又は起訴の過程で証拠の信頼性を評価するために法執行機関が使用することを目的とした AI システム。

(e) 指令 (EU) 2016/680 (法執行指令) の第 3 条 4 項で言及されているような自然人のプロファイリングに基づいて実際若しくは潜在的な刑事犯罪の発生若しくは再発を予測するために、又は自然人やグループの人格特性・性格や過去の犯罪行動を評価するために、法執行機関が使用することを目的とした AI システム

(f) 法執行機関が、刑事犯罪の検出、捜査又は起訴の過程で、指令 (EU) 2016/680 (法執行指令) の第 3 条 4 項で言及されているような自然人のプロファイリングに使用することを目的とした AI システム。

(g) 法執行機関が様々なデータソース又は様々なデータ形式で利用可能な、複雑な関連及び非関連の大規模データセットを検索して、データ内の未知のパターンを特定したり、隠れた相関関係を発見したりできるような、自然人に関する犯罪分析に使用することを目的とした AI システム。

7. 移住、亡命、国境管理

(a) 所轄の公的機関がポリグラフや同様のツールとして使用したり、自然人の感情状態を検出したりすることを目的とした AI システム。

(b) 所轄の公的機関が、加盟国の領土に入国することを意図する、又は入国した自然人によってもたらされるセキュリティリスク、不法移民のリスク、健康リスクを含むリスクを評価するために使用することを目的とした AI システム。

(c) 所轄の公的機関が、自然人の渡航文書と関連文書の真正性を検証すること、また、セキュリティ機能をチェックすることで非真正の文書を検出することを目的とした AI システム。

(d) 所轄の公的機関が、亡命、ビザ、及び居住許可の申請を、並びに関連する苦情を、それらのステータスを申請する自然人の資格の観点から審査することの支援を目的とした AI システム。

8. 司法手続及び民主的手続の管理

(a) 司法当局が事実と法律を調査及び解釈し、法律を具体的な一連の事実に適用することの支援を目的とした AI システム。

(6) 透明性の義務のある AI システム

ハイリスクでない AI システムのうち、「透明性の義務のある AI システム」に対しては、3つの類型（人間の相互作用する AI システム、感情認識システム・生体カテゴライゼーションシステム、ディープフェイク）に対して、第 52 条で以下の義務が規定されている。

- ・ プロバイダーは、個人にとって AI システムと相互作用していることが明白でない場合、その旨を通知するように AI システムを設計・開発する。（チャットボットなど。）
- ・ ユーザーは、感情認識システムや生体カテゴライゼーションシステムの対象となる人々に、その旨を通知する。
- ・ ユーザーは、本物・真実であると誤って見えてしまう画像・音声・ビデオコンテンツ（ディープフェイク）にラベルを付ける。（表現の自由などの基本的権利の行使や、公共の利益の理由からディープフェイクが必要な場合は除く。）

(7) 最小限リスク、又はリスクのない AI システム

「最小限リスク、又はリスクのない AI システム」については、プロバイダーやユーザーに対する義務は特に規定されていないが、第 69 条において自主的な行動規範を作成したり遵守したりしてもよいとされている。

具体的には、ハイリスクでない AI システムに対してもハイリスク AI システムの同様の要件を設け、自主的な適用を促すような行動規範（第 69 条 1 項）と、AI システム全般に対して、環境の持続可能性・障害者のアクセシビリティ・設計と開発へのステークホルダーの参加・開発チームの多様性などに関連した追加的な要件を設けて、自主的な適用を促すような行動規範（第 69 条 2 項）とが規定されている。

欧州委員会や EU 加盟国、欧州人工知能会議は、このような行動規範の作成を促進するものとされている。

(8) ガバナンス構造

AI 規則案の適切な運用については、基本的に各 EU 加盟国の国内所轄機関（National Competent Authority）が事業者の監督を行う。加盟国間で齟齬が生じた場合や、加盟国間で情報共有等が必要な場合には、EU レベルで対処する。

EU レベルでは欧州委員会が事務局として機能し、その下に欧州人工知能会議（European Artificial Intelligence Board）が新設されることとなっている。欧州人工知能会議の主な職務として、第 58 条で、加盟国間で専門知識やベストプラクティスを共有することと、技術仕様やガイダンス類を準備することが挙げられている。

1. 2. 2 ハイリスク AI システムの要件と義務

本節では、政府系給付金の給付に関する AI システムを含む、ハイリスク AI システムに

対する要件と、ハイリスク AI システムのオペレーターの義務について記載する。

(1) ハイリスク AI システムに対する要件

ハイリスク AI システムの要件 (requirements) については、AI 規則案の第 2 節 (第 8 条～第 15 条) で規定されている。

全般的な要件として、第 9 条で「リスク管理システムの確立と実施」が求められ、個別要件として、第 10 条から第 15 条で「データ及びデータガバナンス」「技術文書」「記録保管」「透明性とユーザーへの情報提供」「人間による監督」「正確性、堅牢性、サイバーセキュリティ」が規定されている。

図表 8 AI 規則案におけるハイリスク AI システムの要件

AI 規則案の条項	内容
第 8 条 要件の遵守	ハイリスク AI システムは、本節 (第 2 節) で規定された要件を遵守する。
第 9 条 リスク管理システム	リスク管理プロセスを確立し、実施する。
第 10 条 データ及びデータガバナンス	高品質な学習データ、検証データ、テストデータ (関連性があり、代表的で、エラーがなく、完全なデータ) を使用する。
第 11 条 技術文書	本節 (第 2 節) で規定されている要件を遵守していることを実証するような技術文書を作成する。
第 12 条 記録保管	システムが動作している間のイベントの自動記録 (ログ) を可能にする機能を備えて、設計する。
第 13 条 透明性とユーザーへの情報提供	動作が十分に透明であることを保証する仕方で設計し、ユーザー向けに使用説明書を添付する。
第 14 条 人間による監督	プロバイダーによって AI システムに組み込まれた措置やユーザーによって実施される措置を通じて、人間による監督を保証する。
第 15 条 正確性、堅牢性、サイバーセキュリティ	適切なレベルの正確性、堅牢性、サイバーセキュリティを達成する。

(2) ハイリスク AI システムのオペレーターの義務

ハイリスク AI システムのオペレーターの義務については、AI 規則案の第 3 節 (第 16 条～第 29 条) で規定されている。オペレーターとは、AI システムの「プロバイダー (提供事業者)」、「ユーザー (利用事業者)」、「権限のある代理人 (EU 域外事業者が EU 域内で選任する代理人)」、「輸入者」、「販売者」の総称である。

主要なオペレーターであるプロバイダーとユーザーの義務は、以下である。

図表 9 AI 規則案におけるハイリスク AI システムのオペレーターの義務

ハイリスク AI システムの オペレーター	義務
プロバイダー（提供事業者） （第 16 条）	(a) ハイリスク AI システムが、第 2 節で規定された要件を遵守していることを保証する。
	(b) 第 17 条を遵守した品質管理システムを導入する。（リスク管理システム、市場流通後のモニタリングシステムを含む。）
	(c) ハイリスク AI システムの技術文書を作成する。
	(d) 管理下にある場合、ハイリスク AI システムによって自動生成されたログを保管する。
	(e) ハイリスク AI システムの市場投入（上市）前又はサービス提供前に、関連する適合性評価手続を実施していることを保証する。
	(f) 第 51 条に従い、EU データベースに登録する。
	(g) ハイリスク AI システムが第 2 節で規定されている要件に適合していない場合は、必要な是正措置を講じる。
	(h) AI システムを利用可能にした、又はサービス提供した加盟国の国内所轄機関に、また該当する場合は公認認証機関に、非遵守及び講じた是正措置について情報提供する。
	(i) 第 49 条に従い、本規則への適合を示す CE マークをハイリスク AI システムに貼付する。
	(j) 加盟国の国内所轄機関の要求に応じて、ハイリスク AI システムが第 2 節で規定されている要件に適合していることを実証する。
ユーザー（利用事業者） （第 29 条）	1. ハイリスク AI システムに添付された使用説明書に従って、システムを使用する。
	2. 第 1 項の義務は、EU 法令又は国内法に基づく他のユーザーの義務、及びプロバイダーによって示された人間による監督措置を実施する目的で独自のリソースと活動を編成する際のユーザーの裁量を損なうものではない。
	3. ユーザーが入力データを制御している範囲で、ハイリスク AI システムの意図された目的に照らして入力データが適切であることを保証する。
	4. 使用説明書に基づいて、ハイリスク AI システムの動作をモニターする。使用説明書に従った使用が当該 AI システムにリスクを提示する恐れがあると考えられる理由がある場合、又は重大なイン

	シデント又は誤動作を特定した場合、ユーザーはプロバイダー又は販売者に情報提供し、システムの使用を一時停止する。
	5. 当該ログがユーザーの管理下にある範囲で、ハイリスク AI システムによって自動生成されたログを保管する。
	6. 該当する場合、GDPR 第 35 条又は法執行指令第 27 条の下でのデータ保護影響評価を実施する。

2. 諸外国政府における AI 導入事例の収集・調査

2. 1 EU 各国等の公共部門における AI 導入概況・規制動向

2. 1. 1 EU 各国の公共部門における AI 導入概況

欧州委員会は AI Watch イニシアティブ¹⁰の下で、2019 年～2021 年に EU 各国の公共部門における AI 導入事例（EU27 ヶ国における合計 686 件の事例）を収集し、AI の利用目的、アプリケーションの種類、使用されている AI 技術など様々な観点から分類を行っている。分類結果は、欧州委員会の共同研究センター（Joint Research Centre）が 2022 年 10 月に公表した報告書「AI Watch: European Landscape on the Use of Artificial Intelligence by the Public Sector」¹¹に示されている。

同報告書におけるこれらの 686 件の導入事例の、AI の「利用目的」（「公共サービスと従事」「執行」「分析・モニタリング・規制調査」「内部管理」「裁定」の 5 つ）及びサブカテゴリーである「アプリケーションのタイプ」に基づく分類結果は、図表 10 の通りである。このうち、「政府系給付金の給付に関する意思決定」が含まれる、「裁定（adjudication）」目的での「給付金（benefits）に関する意思決定」の事例は、全体の 2%と非常に少ない。この点に関して、同報告書は「社会保障給付金（social benefits）の割り当てを自動化するプロセスでは AI がほとんど使用されていないが、その割り当ての執行を自動化したり予測したりする AI の事例は多数ある¹¹ため、事前の意思決定よりも事後のアプローチが好まれている」と指摘している。

図表 10 EU 各国の公共部門における AI 導入概況¹⁸

行政機関における AI の利用目的	割合	アプリケーションのタイプ	割合
公共サービスと従事 （市民への直接的なサービス提供を支援したり、規制その他の目的での市民へのコミュニケーションを促進する職務）	36%	サービスのパーソナライゼーション （顧客（市民・企業・職員）のニーズのニーズに合わせてカスタマイズされたサービスを提供する）	13%
		従事管理 （公共サービスのあらゆる時点で信頼を築くために、市民や企業とのつながりを確立し、強化する）	10%
		サービス統合 （市民や団体に特定のサービスを提供したり、内部目的のために、複数のサービスサプライヤーや情報源を統合する）	9%
		データ共有管理 （相互運用性とデータライセンスを考慮して、公共サービスデータへのアクセスを支	2%

¹⁰ 2018 年 12 月に立ち上げられた、EU における AI の開発、普及、影響をモニタリングするための共通知識サービス。

¹¹ 後述のオランダ SyRI の事例は「裁定」ではなく「執行」に分類されている。

		援する)	
執行 (執行措置を特定したり、その対象の優先順位を付ける職務)	26%	スマート認識プロセス (画像・ビデオ・オーディオその他の検出可能な物理現象に含まれるオブジェクト・人物・場所・テキスト・状況・行動を識別する)	9%
		予測的執行プロセス (将来的な犯罪・ミス・誤解を予測したり防止するために利用可能な情報を分析する)	9%
		検査プロセスの支援 (責任ある当局による介入の前に不正行為やミスを識別するプロセスを支援する(例: 税ポジションのチェック、異常に登録された企業))	2%
		監査及び記録の管理 (特定の事務・手続・イベント・デバイスに影響を与えた一連の活動の証拠書類を提供する記録や、その宛先とソースを収集する)	2%
分析・モニタリング・規制調査 (政策決定の基となる情報を収集したり分析する職務)	22%	予測及び計画 (計画を支援するために、予測モデルに基づきリソースを管理する)	10%
		情報分析プロセス (情報を検査・変換・モデリングする)	7%
		政策実施のモニタリング (政策の実施を追跡し、評価する)	6%
内部管理 (従業員管理、調達、技術システムの保守など、行政機関のリソース管理を支援する職務)	16%	内部支援プロセス (当該機関の職員のためにサービスや情報を生成するプロセス)	9%
		内部基本プロセス (そのパフォーマンスが外部の顧客(市民・企業)に直接的に価値を生み出し、顧客満足度に影響を与えるようなプロセス)	8%
裁定 (adjudication) (給付金や権利に関する公式・非公式な裁定を支援する職務)	2%	給付金に関する意思決定 (社会保障給付金などの給付金の承認・評価・取消に関する意思決定に使用されるプロセス)	2%

2. 1. 2 EU 各国等の公共部門における AI 規制動向

本節では、GDPR 第 22 条等を踏まえた、EU 各国等における自動意思決定システム（特に政府系給付金の給付に関する AI システム）に対する規制動向を記載する。

(1) フランス^{[9][10]}

(a) 公衆と行政の関係に関する法典

フランスでは、2015 年に制定され、2016 年に施行された「公衆と行政の間に関する法典」^[11]により、政府のすべての部門に対して、アルゴリズムを用いたデータ処理に基づく意思決定に関する透明性が義務付けられた。同法の第 L311-3-1 条は、「アルゴリズムを用いた処理に基づく意思決定の本人への情報提供」と「当該処理を規定するルールと動作の主要な特徴の本人の要求に応じた伝達」を規定している。

公衆と行政の間に関する法典 第 L311-3-1 条

第 L311-5 条 2 項¹²の適用を条件として、アルゴリズムを用いた処理 (traitement algorithmique) に基づく個人に対する決定は、本人への情報提供によって明示的な言及¹³を伴わなければならない。当該処理を規定するルールと、その動作の主要な特徴は、要求に応じて、当該機関から本人へ伝達されなければならない。

本条の適用条件は政令で定める。

また、同条の規定により 2017 年の政令で追加された同法第 R311-3-1-2 条は、「本人の要求に応じて伝達する内容」を以下のように規定している。

公衆と行政の間に関する法典 第 R311-3-1-2 条

行政機関は、アルゴリズムを用いた処理に基づいて行われた決定の対象者に、本人の要求に応じて、理解しやすい方式で、法律で保護された秘密を侵害しないことを条件として、以下の情報を伝達しなければならない。

1. 意思決定に対するアルゴリズムを用いた処理の寄与の程度と態様。
2. 処理されたデータとその情報源。
3. データ主体の状況に適用される処理パラメータ、及び該当する場合はそれらの重み付け。
4. 当該処理によって実行された事務。

(b) 情報処理、ファイル及び自由に関する法律

¹² 国家安全保障、公共の安全、個人の安全、行政情報システムのセキュリティ等に影響を与える恐れのある行政文書の伝達を禁じている。

¹³ 2017 年の政令で追加された同法第 R311-3-1-1 条では、この「明示的な言及」は、「アルゴリズムを用いた処理によって追及される目的を示す」と規定されている。

フランスの個人情報保護法に相当する「情報処理、ファイル及び自由に関する法律」は、2016年のGDPRの制定を受けて、2018年から改正法が施行されている^[12]。

自動意思決定やプロファイリングに関連した、GDPRへの上乗せ規制としては、第120条で「個人の行動に関する評価を伴う裁判所の決定はプロファイリングに基づいてなされてはならない」、また「個人に法的効果を発生させる、又は重大な影響を及ぼす決定はプロファイリングのみに基づいてなされてはならない」と規定されている。後者に関しては、GDPR第22条2項のような例外規定は設けられていない¹⁴。

情報処理、ファイル及び自由に関する法律 第120条

個人の行動に関する評価を伴う裁判所の決定は、個人の一定の個人的側面を評価するための個人データの自動処理に基づいてなされてはならない。

個人に法的効果を発生させる、又は重大な影響を及ぼす決定は、本人に関する一定の個人的側面を予測又は評価するための個人データの自動処理のみに基づいてなされてはならない¹⁵。

(c) 国務院の判断

フランスの行政訴訟における最高裁判所である国務院 (Conseil d'Etat) は、2018年5月にGDPRが適用開始された直後の2018年6月に、アルゴリズムのみに基づく意思決定 (完全自動意思決定) は、アルゴリズムの動作の主要な特徴を当該意思決定の対象となる個人に伝達できる場合にのみ合法であると判断した。また、「公衆と行政の関係に関する法典」第L311-5条2項に規定された「国家安全保障・公共の安全・個人の安全・行政情報システムのセキュリティ等に影響を与える恐れ」によって、個人への伝達が不可能な場合、アルゴリズムのみに基づく意思決定 (完全自動意思決定) を行うことはできないと判断した^[13]。

(2) 英国^{[14][15]}

(a) 2018年データ保護法

14 現状、フランスでは、(1)行政機関や企業によるデータ主体に対して法的効果を発生させたり同様の重大な影響を及ぼしたりするようなプロファイリングに基づく完全自動意思決定については「情報処理、ファイル及び自由に関する法律」により禁止されており、(2)行政機関による部分的な (すなわち人間の関与する) 自動意思決定や(3)プロファイリングに基づかない完全自動意思決定については「公衆と行政の関係に関する法典」によりデータ主体への透明性に関する一定の義務が課されていると解することができる。

15 2018年5月25日から施行された版 (の旧第10条) ではGDPR第22条2項と同様な (完全自動意思決定を許可する) 例外規定 (GDPR第22条2項(b)に相当する条項では「公衆と行政の関係に関する法典」第L311-3-1条への遵守が規定されていた) があったが、さらに改正され、2019年6月1日から施行された現行版 (の第120条) では例外規定が削除された。これは、後述の国務院の2018年6月の判断等に基づき規制が強化されたものと考えられる。

英国では、GDPR¹⁶を補完する国内法として、2018年データ保護法^[16]が施行された¹⁷。2018年データ保護法では、完全自動意思決定に関して、以下のようにGDPRよりも詳細な規定が設けられている。すなわち、GDPR第22条2項(b)の「国内法によって認められた完全自動意思決定」に関して、管理者に「データ主体への書面での通知」を義務付け、データ主体に「決定の再検討、又は自動処理のみに基づかない新しい決定を要求する権利」を認めている。

2018年データ保護法

第14条 法律によって認められた自動意思決定：保護措置

1. 本条は、UK GDPRの第22条2条(b)（英国の法律又は英国の一部の法律の下で要求又は認められ、データ主体の権利、自由、及び正当な利益の保護の対象となる、自動処理のみに基づく重大決定に関するUK GDPR第22条1項の例外）の目的のための規定を設ける。
2. データ主体に関する決定は、以下の場合、本条の目的のために、「重大決定」である。
 - (a) データ主体に関する法的効果を生じさせる、又は
 - (b) データ主体に対して同様の重大な影響を与える。
3. 決定は、以下の場合、本条の目的のために、「適格な重大決定」である。
 - (a) データ主体に関する重大決定である、
 - (b) 法律で要求又は認められている、かつ
 - (c) UK GDPRの第22条2条(a)又は(c)（契約に必要な決定、又はデータ主体の同意に基づく決定）に該当しない。
4. 管理者が、自動処理のみに基づいて、データ主体に関する適格な重大決定を行う場合、
 - (a) 管理者は、合理的に実行可能な限り速やかに、自動処理のみに基づいて決定が下されたことを書面でデータ主体に通知しなければならない。
 - (b) データ主体は、通知の受領から1ヶ月の期間が終了する前に、管理者に次のことを要求することができる。
 - (i) 決定を再検討する、又は
 - (ii) 自動処理のみに基づかない新しい決定を行う。
5. 第4項に基づいて管理者に要求が行われた場合、管理者は、UK GDPR第12条3項に記載されている期間内に以下を行わなければならない。
 - (a) 要求に関連するデータ主体から提供された情報を含めて、要求を検討する、

¹⁶ GDPRは英国でも2018年5月から適用開始されたが、2018年欧州連合（離脱）法（EUWA 2018）に基づき、2019年データ保護・プライバシー・電子通信（EU Exit）規則によって修正されるとともに、移行期間の終了時（2020年12月31日）に、いわゆるUK GDPRとして、英国法に組み込まれた。

¹⁷ 前注に記載の2019年データ保護・プライバシー・電子通信（EU Exit）規則によって、2018年データ保護法も修正されている。

(b) 要求に応じる、及び

(c) 書面による通知により、データ主体に以下のことを情報提供する。

(i) 要求に応じるために取られた措置、及び

(ii) 要求に応じた結果。

6. 本条に関連して、管理者は、UK GDPR 第 22 条に関連して適用される UK GDPR の第 12 条（透明性、要求に応じて行為するための時間を延長するための手順、手数料、明らかに根拠のない要求又は過度の要求等）に基づく権限と義務を有する。

7. 国務大臣は、自動処理のみに基づく適格な重大決定を行うことに関連して、データ主体の権利、自由、及び正当な利益を保護するための適切な措置を提供するために、国務大臣が適切と考える追加の規定を規則により設けることができる。

8. 第 7 項に基づく規則は、

(a) 本条を修正することができ、かつ

(b) 承認型手続（affirmative resolution procedure）の対象となる。

(b) アルゴリズム透明性記録標準

英国政府の中央デジタル・データ・オフィス（Central Digital and Data Office : CDDO）¹⁸とデータ倫理・イノベーションセンター（Centre for Data Ethics and Innovation : CDEI）¹⁹は 2023 年 1 月に、国家データ戦略の一環として、公的部門における「アルゴリズム透明性記録標準」（Algorithmic Transparency Recording Standard）^[17]を公表した²⁰。行政機関がアルゴリズムツール²¹を用いてどのように意思決定するか、またアルゴリズムツールをなぜ使用するかに関する明確な情報を提供することの支援を目的とするものである。

アルゴリズム透明性記録標準は、「アルゴリズム透明性記録標準」本体、「アルゴリズム透明性記録テンプレート」、「アルゴリズム透明性記録標準ガイダンス」から成る。「アルゴリズム透明性記録標準」自体^[18]では、後述のアルゴリズム透明性記録テンプレートを用いてデータ主体等に対して情報提供すべき標準項目とその説明が、「メタデータ」「タイトル情報」「概要」「所有者と責任」「詳細記述と根拠（rationale）」「意思決定プロセス」「技術仕様と

¹⁸ 英国政府におけるデジタル、データ、技術を管轄する戦略的センターであり、内閣府の参加に 2021 年 4 月に設立された。

¹⁹ 英国における AI を含むデータのガバナンス状況をレビューし、それらの倫理的・安全・革新的な利用を可能とし保証する方法に関して英国政府に助言を行う独立諮問機関であり、2018 年 11 月に設立された。

²⁰ 2021 年 11 月に公表された「アルゴリズム透明性標準」（Algorithmic Transparency Standard）を改訂するものである。

²¹ CDDO と CDEI は「アルゴリズムツール」を、複雑なアルゴリズムを用いて特定の問題をサポートしたり解決したりする製品、アプリケーション、又はデバイスを指すものと定義し、AI や複雑なアルゴリズムの様々なアプリケーションをカバーする広義の用語として使用している。

データ」「リスク軽減と影響評価」という大項目ごとに定められている。

「アルゴリズム透明性記録テンプレート」^[19]と「アルゴリズム透明性記録標準ガイダンス」^[20]では、データ主体等に情報提供する際のテンプレートとそのガイダンスが提供されている。同標準を用いた情報提供については、直接的又は間接的な公的効果を伴う意思決定プロセスに重大な影響を与えるアルゴリズムツールや、市民と直接やり取りをするアルゴリズムツール（チャットボット等）が最も関連性が高いとしている。前者については、アルゴリズムツールに公的効果があるかどうかを判断するには、ツールの使用によって以下の可能性があるかどうかを検討するべきとしている。

- ・ 個人、組織、又は集団に重大な影響を与える
- ・ 個人、組織、又は集団に法的、経済的、又は同様の影響を与える
- ・ 手続き上又は実質的な権利に影響を与える
- ・ 制度（給付金等）の資格、受給、又は拒否に影響を与える

これらに該当する可能性のあるアルゴリズムツールの例として、以下が挙げられている。

- ・ 市民にスコアを提供し、給付金を受ける資格があるかどうかを政府部門が決定することを支援する機械学習アルゴリズム（公的効果を伴う意思決定への影響）
- ・ 市民の個別の質問に応答し、ウェブサイト上の適切なコンテンツに誘導する、地方自治体サイトのチャットボット（市民との直接的なやり取り）

上記に該当するようなアルゴリズムツールについては、「アルゴリズム透明性記録テンプレート」を用いて、データ主体等に情報提供する文書を作成する²²。同テンプレートで情報提供するように求められている項目は以下の通りである。

図表 11 英国のアルゴリズム透明性標準で求められている情報提供項目^[21]

大項目	中項目	詳細項目
第一層（Tier 1）情報（アルゴリズムツールに関する技術的でない簡略な説明、ツールがどのようなものか、なぜ使用されるかの概要を提供する）	アルゴリズムツールをどのように使用しているか、なぜ使用しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・ ツールがどのように動作するか ・ ツールが意思決定プロセスにどのように組み込まれているか ・ ツールを使用して解決しようとしている問題と、その問題をどのように解決しているか ・ ツールを使用する正当な理由又は根拠

²² アルゴリズム透明性記録テンプレートを用いた試験運用が、以下の行政機関のアルゴリズムツールで実施されている。GOV.UK Data Labs（内閣府）の関連リンクツール、保健省と NHS Digital の QCovid アルゴリズムツール、情報コミッショナーオフィスの登録メールボックス AI ツール、食品基準庁の食品衛生評価スキーム AI ツール、ハンプシャー警察及びテムズ・バレー警察の DARAT（家庭内虐待リスク評価ツール）、ウェスト・ミッドランズ警察の性的有罪判決探索分析ツール。

	詳細情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 人々がツールの詳細を調べたり、質問したりする方法: オフラインのオプションと、担当組織、チーム、又は担当者の連絡先メールアドレスを含む
第二層 (Tier 2) 情報 (ツールの動作方法や使用するデータに関する具体的な説明など、より詳細な技術情報を提供する)	アルゴリズムツールの所有者と責任者	<ul style="list-style-type: none"> 組織名称 ツールに責任を持つチーム 上級責任者 ツールが外部で開発されたか否か 外部サプライヤーの名称と会社番号 外部サプライヤーの役割 調達手続きの種類 外部サプライヤーの政府データへのアクセス条件
	ツールの動作方法の詳細と、ツールの使用の根拠	<ul style="list-style-type: none"> アルゴリズムで用いられている主要なルールとクライテリアなど、ツールに関するより粒度が高い専門的な説明 ツールが何の目的のために設計され、何の目的のために設計されていないか 利点のリスト: 費用対効果、効率性、又は個人の使いやすさ 該当する場合、ツール導入前の意思決定プロセスの説明 該当する場合、検討した非アルゴリズムの代替案のリスト
	ツールが意思決定プロセスにどのように統合されているか	<ul style="list-style-type: none"> ツールが意思決定プロセスにどのように統合されているか、どのような影響を与えるか ツールが意思決定者に提供する情報の量とその内容 プロセス全体の中で人間が下す意思決定: 人間がツールをレビューするオプションなど 該当する場合、ツールをデプロイして使用する人々が受けなければならないトレーニング 一般市民が意思決定をレビューしてもらう、又は異議を述べる方法
	技術仕様とデータ	<ul style="list-style-type: none"> メソッドの種類: エキスパートシステム、ディープニューラルネットワークなど ツールがどのくらい定期的に使用されているか: 1ヶ月あたりの意思決定の数、ツールとやり取りする市民の数など フェーズ: ツールがどのフェーズ (概念、設計、開発、生産、又は廃止) にあるか メンテナンスとレビューのスケジュール: デプロイメント後にツールがレビューさ

		<p>れる頻度と方法、更なる開発が必要な場合にツールがどのようにメンテナンスされるかなど</p> <ul style="list-style-type: none"> モデルのパフォーマンス：正確性の測定方法、プライバシーに関連する測定方法、計算効率に関連する測定方法など システムアーキテクチャ モデルの学習に使用したデータセット モデルのテストに使用したデータセット モデルにデプロイされている、又はデプロイされる予定のデータセット 該当する場合は、使用したデータセットの名称 ツールの学習、テスト及び実行に使用されたデータの概要：「年齢」「住所」などモデルの学習、テスト、実行に使用されたデータカテゴリの説明を含む 可能な場合、使用したデータセットの URL データを収集する方法と理由、又はデータが最初に他の誰かによって収集された方法と理由 サプライヤーがデータをクリーニング又は前処理した方法 欠損データを含め、データがどの程度代表的で完全かについての詳細 締結済みのデータ共有契約 データへのアクセス権限者、データ保存期間、データ保存環境についての詳細
	影響評価とリスク	<ul style="list-style-type: none"> 実施した影響評価：データ保護影響評価、アルゴリズム影響評価、倫理評価、平等影響評価など 評価の名称 実施された影響評価の簡略な説明 評価の完了日 可能な場合、結果の概要 利用可能な場合、公的なリンク ツールの一般的リスクの詳細な説明：一般的なリスクの名称、特定された各リスクの説明、リスク軽減措置の詳細な説明など

(3) オランダ ^{[22] [23] [24]}

オランダでは、後述の税・関税局の育児手当システム (2.2.5 節(2)) 及び不正行為シグナル登録システム (2.2.5 節(3)) における事例を受けて、データ保護監督機関である *Autoriteit Persoonsgegevens* (AP) に新たに AI アルゴリズム監督機能が設定されることとなった。新たなアルゴリズム監督機能に基づく活動は2023年1月に開始され、APは従来から GDPR

の下で実施してきた個人データ処理を伴う AI システムの監督に加えて、公的機関及び民間企業の AI システム一般に対しても、透明性、差別、恣意性の観点からチェックを行うこととなる。この AP の新たな監督機能では、AI システムの分野横断的なリスクを識別・分析するために、オランダの他の市場規制機関、検査機関等（これらの機関の既存の権限と義務は変わらない）との協力を強化し、これら機関間での規制の重複・ギャップ・断片化や、専門知識の欠如といった問題に対処する。当面は、ハイリスクなアルゴリズムを識別し、知識を蓄積し、機関間の協力を促進することに焦点が当てられる。

また、デジタル化担当国務大臣の Alexandra van Huffelen が 2022 年 12 月に議会に提出したレター^[25]によると、内務・王室省は、目的や影響、アカウントビリティ、使用されるデータセット、データ処理、非差別、人間による監督、リスクと軽減措置、説明可能性といった AI システムの様々な側面の透明性を促進するために、政府機関が使用する AI システムを登録する国家アルゴリズム登録簿のテスト版を 2023 年に構築することを計画している。同省は、どのようなハイリスク AI システムを登録するかの基準も規定する予定である。内務・王室省が中央政府機関に対して国家アルゴリズム登録簿への登録を義務化する政策決定を行う可能性もあるという。また、内務・王室省は 2022 年の第 4 四半期に、オランダの約 20 の政府（中央政府、州、自治体）に対して、人権へのリスクを伴う AI システムに関してアルゴリズム人権影響評価（Impact Assessment Mensenrechten en Algoritmes）を実施するように要請している。

2. 2 EU 各国等の公共部門における AI 導入事例

本節では、EU 各国及び英国の公共部門における AI 導入事例（特に政府系給付金の給付に関するもの）を記載する。

2. 2. 1 フランスの家族手当金庫の住宅手当及び活動手当 ^{[26] [27] [28] [29] [30] [31] [32]}

フランスの家族手当金庫（Caisses d'Allocations Familiales : CAF）は、収入補助の形式で家族手当（出産手当、児童手当等）、住宅手当²³、所得手当（活動手当等）を支給する政府機関であり、3000 万人以上の受給者が利用している。

従来 CAF は、市民からの請求を処理し、給付金額を計算するために、メインフレームで動作するレガシーシステムを使用していた。この処理は時間がかかるものであり、また市民には諸手当の計算方法について知らされていなかった。2016 年にフランス政府の制度改革²⁴によって、市民が請求する手当（活動手当）の件数が増加した際に、CAF は計算プロセスを自動化する必要性が生じたため、市民によるセルフ計算（シミュレーション）も可能なシステムとして、2017 年に Oracle 社の Oracle Intelligent Advisor を導入した。また、2019 年予算法で住宅手当の計算方法の改革²⁵が規定され、2021 年 1 月から施行された際には、CAF は同システムの使用を、市民の収入等に基づいて住宅手当の計算を管理する事務にも拡大した。同システムは住宅手当や活動手当を請求する市民 1800 万人の給付金額の自動計算²⁶に利用されている。

同システムには、市民が個々の手当を理解できるように、オンラインでの請求時に見積額を自動計算して表示するシミュレーション機能がある。例えば住宅手当については、CAF のウェブサイト²⁷上で「居住地域（郵便番号）」「住居の種類」「賃貸／共同賃貸」「家具付きか否か」「月額家賃」「パートナー（配偶者等）の有無」「子どもの人数」「本人及びパートナーの課税対象収入の種類と金額」「奨学金等の給付金の受給有無」「子どもの年齢と収入」等

²³ 住宅手当は、個別住宅援助（APL）、家族住宅手当（ALF）、社会住宅手当（ALS）の 3 つから成る。いずれも家賃又は住宅ローン返済金に対して給付される。

²⁴ 2015 年 8 月成立の「社会対話及び雇用に関する法律」によって、従来の「就業手当（Prime pour l'emploi）」と「就業者向けの生活保護（RSA d'activité）」が統合され、若年の低賃金労働者の支援を目的とする「活動手当（Prime d'activité）」が創設された。2016 年 1 月に同法が施行されると、新たに 190 万人が給付対象となった。

²⁵ 従来は 2 年前の年収に基づいていたが、より実態を反映させるために、過去 12 か月の収入（例えば 2021 年 1 月の住宅手当は 2019 年 12 月から 2020 年 11 月までの収入）に基づいて計算を行うことに変更された。

²⁶ これらの自動意思決定は、前述の「公衆と行政の関係に関する法典」

（https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000031366350/）の第 L311-3-1 条に基づいて行われている（<https://www.caf.fr/nous-connaitre/informatique-et-libertes>）。

²⁷

<https://wwwd.caf.fr/wps/portal/caffr/aidesetservices/lesservicesenligne/estimervosdroits/lelogement#/preparation>。

を入力すると、住宅手当の見積額をシミュレーションすることができる。これにより、請求者は自分の受給資格やおおよその給付金額を事前に知ることができる。

なお、フランスの報道機関である Next INpact は 2017 年に、「公衆と行政の関係に関する法典」の第 L311-3-1 条と第 R311-3-1-2 条に基づき、CAF に対して活動手当の自動計算に使用されるアルゴリズムを規定する「ルール」とその動作の「主要な特徴」を説明するように要求した。回答には 2 ヶ月を要したが、CAF は活動手当を計算するための数式の詳細を説明した回答メールを返信したという^[33]。Next INpact は同様にフランスの公共財政総局 (DGFIP) に対しても住民税 (taxe d'habitation) の自動計算に使用されるアルゴリズムを規定する「ルール」とその動作の「主要な特徴」を説明するように要求しており、独立行政機関である行政文書アクセス委員会 (CADA) による仲介も経て、DGFIP は 2018 年 9 月に納税ポータルサイト impots.gouv.fr 上で、住民税の計算に使用されるアルゴリズムの説明とソースコードを公開するに至っている^{[34][35][36]}。

2. 2. 2 スペインの環境移行・人口問題省の電力料金補助金^{[37][38][39][40][41][42][43]}

スペインの環境移行・人口問題省²⁸は 2017 年 11 月に、BOSCO と呼ばれるソフトウェアを電力会社にリリースした。BOSCO は、電力料金補助金 (Bono Social de Electricidad)²⁹を申請してきた市民が補助金を受ける資格があるか否かを電力会社が決定するための意志決定支援ツールである。電力料金補助金を受け取る資格は 3 つあり、収入が一定額未満の世帯、最低額の年金を受け取っている年金受給者の世帯、又は大家族の認定を取得した世帯である。同補助金において自動意思決定が導入された理由は 2 つ挙げられており、補助金申請者にとって手続きが簡単になることと、電力会社にとって処理が簡単かつ効率的になることである。

マドリッドに本拠を置く非営利の市民団体 Civio は、BOSCO が適切に機能していないという市民からの数十件の苦情を受けた後、なぜエラーが発生したかを特定するために、2018 年に政府に対して BOSCO のソースコード、技術仕様、テスト結果へのアクセスを要求した。政府がこれらを拒否したため、Civio はスペインの情報公開機関である透明性・グッドガバナンス評議会 (Consejo Transparencia y Buen Gobierno) に申立を行った。評議会は

²⁸ 同省のエネルギー部門は、2017 年当時はエネルギー・観光・デジタルアジェンダ省に含まれていたが、2018 年に新設された環境移行省 (2020 年に環境移行・人口問題省に改名) に再編された。

²⁹ スペイン国会は 2013 年に約 500 万世帯の貧困世帯の電気料金を補助するための法律を採択した。電力料金補助金はそれ以来、電力会社によって法廷で争われてきたが、2016 年の判決を受けて、政府は 2017 年 10 月に電力料金補助金に関する新たな規制 (<https://www.boe.es/eli/es/rd/2017/10/06/897/con>) を導入することとなり、すべての受給者は 2018 年 12 月末までに再登録することとなった。約 200 万人の申請者のうち承認されたのは約 150 万人であり、約 50 万人の申請者が却下された。

政府に BOSCO の技術仕様とテスト結果へのアクセスは義務付けたが、ソースコードについては、(BOSCO が政府自ら開発したソフトウェアであるにもかかわらず) 知的財産権を侵害する³⁰との理由でアクセスを拒否した。

Civio はアクセスした文書の結果を分析し、政府による BOSCO の設計に問題があり、適格な申請者への補助金をシステムティックに拒否していることを発見した。例えば寡婦年金の受給者は、収入が一定額未満であれば補助金の受給資格があるにもかかわらず、年金受給者として申請すると BOSCO は自動的に申請を却下していた。また、BOSCO が納税記録を参照しようとして、申請者がこれに同意しなかった場合、BOSCO はエラーメッセージ「計算を実行できません」を返して自動的に申請を却下した。Civio は 2019 年 7 月に、行政機関が使用する自動意思決定システムのソースコードは意思決定において実際に法律のように機能するため、法文テキストが公開されるのと同様に、デフォルトで公開されるべきだと主張し、ソースコードへのアクセスを拒否する評議会の決定に対して行政訴訟を提起した。

スペインの中央行政裁判所 (Juzgado Central de lo Contencioso-Administrativo) は Civio の訴えに対し、2021 年 12 月 30 日に、ソースコードは知的財産権の除外対象となる法文テキストや判決文、行政行為等に該当しないため、BOSCO のソースコードへのアクセスを拒否する判決を下した^[44]。また同判決には、ソースコードへのアクセスを認めることは国家安全保障や公共のセキュリティを損なう恐れがあるとする意見も付されている。Civio は同判決に対して上訴している。

2. 2. 3 エストニアの失業保険基金の失業手当と失業者プロファイリング [45] [46] [47] [48] [49]

(1) エストニア失業保険基金の失業手当

エストニア失業保険基金 (Eesti Töötukassa) は、失業保険法に基づき失業手当の給付等の事務を行う準政府機関である。その主な役割は、積極的労働市場政策の提供、失業手当・(障害者等への) 労働能力手当等の支払い、及び労働能力評価である。

エストニア失業保険基金では、失業手当に関する多くの意思決定が完全に自動化されている。同機関は、2019 年 3 月に失業保険法^[50]が改正され、自動意思決定を許可する条項が追加された³¹後、システムを更新して、失業手当の給付申請と決定の処理の多くを完全に自動化した。

³⁰ 「透明性、公的情報へのアクセス及びグッドガバナンスに関する法律」(<https://www.boe.es/buscar/act.php?id=BOE-A-2013-12887>) の第 14 条 1 項(j)。

³¹ 2019 年 3 月の法改正で、失業保険法第 23 条に第 4 項として「失業保険基金は、当該行政行為の状況と内容を考慮して可能な場合、その目的を達成し、法律で定められた職務を遂行するために、人間の直接の関与なしに自動的に行政行為を行う権利を有する」の条項が追加された (<https://www.riigiteataja.ee/akt/117122015093?leiaKehtiv>)。

市民が同機関に失業者として登録し、失業手当の給付を申請すると、システムは申請者に関する情報を他の様々なデータベースから取得する。これには、人口登録簿や、国税庁データベース（給与や職歴に関する情報を含む）などが含まれる。失業手当を受けるためのすべての条件（受給資格）が満たされている場合、システムは本人が失業保険制度に拠出した期間に基づいて給付期間を計算し、平均日給に基づいて給付金額を計算する。この処理は完全に自動化されているが、（１）必要な情報をデータベースから取得できない場合、（２）データベースに矛盾する情報がある場合、又は（３）ケースの決定に裁量が伴う場合（すなわち利用可能なデータに基づいて決定を行うことができず、人間に同ケースの決定に一定の裁量の余地が残されている場合）という 3 つの場合においては、同機関の職員が関与しなければならない。意思決定の 50%は、人間の関与なしに行われているという。申請者には、給付申請の提出時にこのような自動意思決定について情報提供がなされ、決定文書では自動意思決定の使用（申請データとデータベース内のデータの自動処理のみに基づく決定であること）、説明を得る権利及び異議を述べる権利があることも通知される。このような自動意思決定システムを使用する主な理由は効率性の向上であるが、裁量の対象とならないすべての申請が同じ方法で処理されるため、申請処理の一貫性に寄与するともみなされている。

（２）エストニア失業保険基金の失業者プロファイリング

エストニア失業保険基金はまた、OTT という相談員向け意思決定支援ツールを使用している。これは、クライアントである失業者をプロファイリングすることで、失業者が新しい仕事に就く可能性をスコア化して相談員に提供することを目的としたシステムである。OTT は失業者が就職できる確率と、再就職した人が再び失業する確率を計算し、スコア化する。これらの確率に影響を与える要因も提示する。この評価に続いて、相談員はクライアントに優先順位を付けるために必要な情報と、カスタマイズされたサポート活動に必要な情報を入手できる。このような支援ツールは、スタッフの離職率が高く、とりわけ上級相談員が不足していたため、相談員の経験に関わらずクライアントに対して同じ処遇を保証するためにも必要なものであった。

OTT は機械学習モデルを使用しており、40 以上の変数を統合している。行動要因など、以前は取得することや公的レジストリに含めることが困難であったソフトデータのソースも収集しており、例えばクライアントがサービスに登録した方法（オンラインか窓口か）に関連する情報を収集している。このような指標は、デジタルスキルを測定するためのプロキシ情報（近似情報）の 1 つとして使用されている。OTT は、過去 5 年間の失業関連データに基づいて学習及びテストされており、クライアントのスコアは毎日、再計算されている。OTT の学習済みモデルは四半期ごとに、システムからの入力とアルゴリズム改良のための（相談員を含む）チームの関与に基づき、半自動的に再学習されている。

OTT と協力している相談員の反応は様々であり、同システムを高く評価して頻繁に使用

する相談員もいれば、懐疑的でシステムの可能性を十分に認識していない相談員もいる。特に、小さな地域オフィスでは、クライアントに関する相談員の個人的な知識（多くの場合、個人的なつながりによるもの）がシステムのスコアよりも役に立つが、クライアントの数が多き大都市では OTT の使用がより有用であるとみなされている。エストニア失業保険基金は、相談員を含むスタッフが OTT の能力（限界を含め）を理解し、スコアを盲信しないように、機械学習の一般的な理解のためのトレーニングを行っている。また、非典型的なケースにおいては、システムが誤評価することがしばしばあり、相談員による慎重な評価が求められている。スコアは単なるサポートであり、優先順位付け等の最終的な選択は相談員の責任とみなされている。

なおエストニア失業保険基金では、クライアントに対する透明性を向上させるために、OTT によって計算されたスコアをクライアントと共有する可能性について議論が行われた。しかし、失業リスクのスコアが高いクライアントに対してはモチベーションをなくすことが懸念され、他方、失業リスクが低いクライアントは簡単に仕事を見つけることができると思って十分にコミットしないことが懸念された。同機関は、モチベーションを失わせることは避けなければならない重大なリスクであると考え、当面はクライアントとスコア情報を共有しないことを決定した。

2. 2. 4 英国の自治体の住宅手当 ^{[51] [52] [53] [54]}

英国の住宅手当 (housing benefit) は、労働年金省 (Department for Work and Pensions) の予算から給付される、低所得者や失業者向けの家賃補助制度である。住民からの申請受付、給付などの事務は地方自治体が行っている。住宅手当は、ユニバーサル・クレジット制度 ³² の一部として統合されることとなっており、2023 年の完全移行に向けて移行が進められている。

一部の地方自治体は、住宅手当の事務に完全自動意思決定を用いている ³³。例えば英国南西部の自治体テインブリッジ (Teignbridge) では、住民の個人情報を用いて、住宅手当の資格や給付金額について以下のような自動意思決定を行っている ^{[55]34}。「労働年金省から受

³² ユニバーサル・クレジットは生活費を補助するための給付金であり、公的扶助に相当する。低所得者、失業者、働くことのできない人が対象となる。児童税額控除、住宅手当、所得補助、所得調査制求職者手当 (JSA)、所得関連雇用・生活補助手当 (ESA)、就労税額控除の 6 つの制度を統合したものである。住宅手当など既存の制度の受給者は、報告する必要のある状況の変化があった場合と、ユニバーサル・クレジットの請求を開始する必要があることを伝える「移行通知」の手紙が届いた場合を除き、そのままユニバーサル・クレジット下で既存の給付を受けることができる。

³³ 英国の新聞会社 The Guardian の調査では、229 の地方自治体のうち 100 の自治体が住宅手当を含む何らかの行政事務で自動意思決定を使用している。

³⁴ 同自治体は住宅手当や住民税支援における個人データ処理の法的根拠として、「1992 年地方財政法 (Local Government Finance Act 1992)」「2006 年住宅手当規則 (Housing Benefit Regulations 2006)」「1992 年社会保障管理法 (Social Security Administration

領した個人情報を使用して、給付中又は給付資格を与えられた給付金について、請求者の資格を自動的に修正することができます。労働年金省から地方自治体自動送信システム（ATLAS）を通じて提供されたデータの一部は、我々のコア給付金システムに電子的にインポートされます。その後、給付請求は人間の関与なしで再評価されます。これらの再評価に続く、市民及び家主への通知レターも自動的に生成されます。また、登録された住宅供給事業者から受領した新しい家賃レベルの詳細情報は、我々のコア給付金システムで自動的に更新されます。これらの自動化は、給付請求の一貫性と効率的な処理のために使用され、現在の情報を用いることで市民が適切な金額の給付金／支援を受けられることを保証します」。

なお、同自治体では、以下のように、住民税（council tax）の税額決定においても完全自動意思決定を用いている [56]。「市民のデータを処理する際に、自動意思決定を行う場合があります。これは、市民が提供した情報が一定の基準を満たしている場合に行われます。例えば、期間限定の割引や免除を終了したり、単身者割引の資格を判断したりする場合です。市民には、自動意思決定に対して異議を述べる権利があります。住民税のアカウントは、オンラインの住民税引越しフォームから提供された情報に従って自動的に更新されます」。

市民は「Benefits Calculator」³⁵のウェブサイトでユニバーサル・クレジット（住宅手当を含む）等の見積額をシミュレーションすることができる。「住居のステータス」「郵便番号」「パートナーの有無」「子どもの数・年齢」「英国籍の有無」「学生か否か」「年齢」「就業状況」「障害者手当・疾病手当の有無」「ユニバーサル・クレジットの有無」「住宅手当・児童税額控除・就労税額控除の有無」「総収入」「他の収入源」「家賃」「寝室数」「住民税」等の情報を入力すると、ユニバーサル・クレジット、住民税支援、児童手当などの見積額が表示される。

2. 2. 5 オランダの事例

(1) 社会問題雇用省のリスク指標システム（SyRI）^{[57] [58] [59] [60] [61] [62] [63] [64]}

オランダでは 2020 年まで、社会問題雇用省（Ministerie van Sociale Zaken en Werkgelegenheid）や税・関税局（Belastingdienst）（財務省の一部局）によってリスク指

Act 1992)」「2012 年住民税減税スキーム規則（Council Tax Reduction Schemes (Prescribed Requirements) (England) Regulations 2012)」「2001 年裁量経済支援規則（Discretionary Financial Assistance Regulations 2001)」「1992 年社会保障保険料及び給付法（Social Security Contributions and Benefits Act 1992)」「社会保障情報共有規則（Social Security Information Sharing Regulations)」「2012 年福祉改革法（Welfare Reform Act 2012)」を挙げている。しかしこれらの法令に、自動意思決定の使用に関する明確な規定は見当たらない。

³⁵

https://www.entitledto.co.uk/?utm_source=BAadviser&utm_medium=referral&utm_campaign=GovUK。

標システム（Systeem Risico Indicatie : SyRI）というビッグデータ分析システムが用いられてきた。SyRI は、市民からの社会保障給付金の申請処理に当たって、様々な公的機関から取得した大量の個人データの自動処理に基づき、不正請求（給付金詐欺）のリスクが高いとみなされる市民を特定する³⁶システムである³⁷。

SyRI の開発の歴史は 2003 年まで遡るが、2013 年及び 2014 年の法改正³⁸によって、より多くの行政機関が不正行為・詐欺に対処するために SyRI を用いてデータ交換をすることが認められた。SyRI では、「雇用データ」「行政措置・行政処分に関するデータ」「税データ」「動産・不動産に関するデータ」「給付除外根拠データ」「法人の取引データ」「住宅データ」「個人識別データ（氏名、住所、居住地、郵便番号、生年月日、性別、行政的特徴）」「移民の市民統合データ」「コンプライアンスデータ」「教育データ」「年金データ」「家族の再統合データ」「債務データ」「給付金・手当・補助金データ」「許可・免除データ」「健康保険データ」という 17 カテゴリーの個人データを使用できることとなっていた³⁹。

SyRI では、以下のように個人データが処理される^[65]。

①市民への社会保障給付金の給付事務等を行う公的機関（自治体、労働者保険事業団（UWV）⁴⁰、税・関税局⁴¹、社会保険銀行（SVB）⁴²、移民帰化局（IND）⁴³）は、情報局（Inlichtingenbureau）⁴⁴に SyRI の使用を要請し、市民の個人データを送信する。

³⁶ SyRI は後述の SUWI の施行令 (<https://wetten.overheid.nl/BWBR0013267/2022-10-01>) では、社会保障給付金の不正受給のみならず、税の不正行為・保険金詐欺（脱税等）、労働法の遵守違反におけるリスクの特定にも使用できるとされている。

³⁷ オランダの国務院の諮問部門が内閣に提出した意見書では SyRI における深層学習及び自己学習技術の使用が想定されていたが、同意見書に対して内務大臣は「SyRI は深層学習アプリケーションでも自己学習システムでもない」と述べている (<https://uitspraken.rechtspraak.nl/#/details?id=ECLI:NL:RBDHA:2020:1878>)。

³⁸ 「データ交換及び政府内で既知のデータの有効利用によって詐欺に対処することに関連して SUWI 等を修正する 2013 年 10 月 9 日の法律」及び「SyRI を使用したデータ交換及び政府内で既知のデータの有効利用を通じて詐欺に対処するルールに関連して SUWI 施行令を修正する 2014 年 9 月 1 日の施行令（SyRI 施行令）」 (<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stb-2014-320.html>)。SUWI は「就労と給付の制度運営に関する法」 (<https://wetten.overheid.nl/BWBR0013060/2022-01-01>) であり、増加する社会保障給付の受給者数を抑制する政策目標を背景にして 2002 年より施行された (https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/hikaku/matsui091130/12_205.html)。

³⁹ SyRI 施行令で修正された SUWI 施行令第 5a.1 条 3 項で規定されている (<https://wetten.overheid.nl/BWBR0013267/2022-10-01>)。

⁴⁰ 失業手当の給付事務を行う。

⁴¹ 家賃補助、医療手当、育児手当の給付事務を行う。

⁴² 児童手当、年金の給付事務を行う。

⁴³ 社会問題雇用省の労働監督局（Inspectie SZW）も SyRI の使用を情報局に要請することができる。

⁴⁴ 地方自治体が市民の社会保障給付金の資格有無を判断するのを支援する財団。2001 年に社会問題雇用省によって設立され、様々な情報源からデータを収集している。社会問題雇用省の代わりに（GDPR 上の）処理者として個人データを処理する。

- ②情報局は、申請者の個人データを他の機関から取得したデータと結合し、仮名化し⁴⁵、仮名化データを SyRI のリスクモデル⁴⁶に入力し、不正受給の疑いのある市民と疑いのない市民に分類する。
- ③情報局は、不正請求の疑いのある市民の仮名化データを個人データに戻し、社会問題雇用省の労働監督局に送信する。
- ④社会問題雇用省の労働監督局の分析部門は、独自調査に基づき、それらの市民に関するリスクレポートを作成する。
- ⑤リスクレポートを元の公的機関に送信し、元の公的機関は必要なアクション（実地調査等）を行う。

2015 年以降、5 つのプロジェクト⁴⁷で SyRI が使用された。報道によると、いずれのケースにおいても低所得者や移民の居住者が多い地域の申請者のみを対象として SyRI を使用していたという^[66]。

2018 年、オランダ労働組合連盟、国際法律家委員会オランダ支部、Privacy First など 6 つの団体と 2 人の個人は、オランダ政府が違法に人権を侵害しているとして、国に対して SyRI の使用停止を求める訴訟を起こした。同訴訟では、「極度の貧困と人権に関する国連特別報告者」であるフィリップ・オルストンも、「とりわけ社会の最貧困層の人々の人権に重大な脅威をもたらす恐れがある」とする法廷助言書を提出している。

⁴⁵ 氏名、市民サービス番号 (BSN)、住所等の個人識別データを、情報局のみが知る暗号鍵によってコードに置換する。

⁴⁶ SyRI で用いられたリスクモデルは公表されていないが、「ある家族が実際には同じ住所に住んでいるのに、自治体の住民登録台帳 (GBA) では別の住所に登録され、何らかの社会保障給付金を受けている場合、同居詐欺の可能性があり」「銀行口座残高が 1 年以内に急増した場合、その人はおそらく資産を隠している」「複数のガレージと複数の自動車を所有している場合、その人はおそらく資産を隠している」といったいくつかのリスク指標は示されている。

⁴⁷ 「G.A.L.O.P. II」「ロッテルダム市の Afrikaanderwijk 地区における住所詐欺」「カペレ・アーン・デン・エイセル市の脆弱な地域における部分的障害給付制度 (WGA)」「ロッテルダム市の Bloemhof 地区及び Hillesluis 地区における部分的障害給付制度」「ハーレルム市の Schalkwijk 地区における部分的障害給付制度」といった「問題のある地区」で使用された。「カペレ・アーン・デン・エイセル市の脆弱な地域における部分的障害給付制度」の SyRI プロジェクトでは 113 件のリスクレポートが作成され、そのうち違法でないものが 62 件であったが、違法な給付に対しては合計 49 万 6000 ユーロの給付金の中止・返戻があったという (<https://algorithmwatch.org/en/high-risk-citizens/>)。また「ロッテルダム市の Bloemhof 地区及び Hillesluis 地区における部分的障害給付制度」では 2018 年に 2 地区の住民 1 万 2000 人のデータを使用し、不正受給の疑いのある 1263 人を洗い出したが、低所得者や移民が多く住む地域だったことなどから批判が集中し、2019 年 7 月にロッテルダムは SyRI の使用停止を発表した。システムやデータの不具合などから、SyRI を用いて実際の不正受給者に行き当たったケースはなかったという (<https://news.yahoo.co.jp/byline/kazuhirotaira/20200210-00162399>)。

2020年2月にハーグ地方裁判所は、同訴訟において、SyRIの使用を規定したSUWI（就労と給付の制度運営に関する法）及びSyRI施行令が欧州人権条約第8条（私生活及び家庭生活の尊重を受ける権利）に違反しているとの判決を下した^[67]。欧州人権条約8条によれば、SyRIのような新しい技術がコミュニティ全体にもたらす利益と、新しい技術の使用により影響を受ける個人の私生活の権利の侵害との間で適切なバランスを取らなければならない。同裁判所は、SUWI及びSyRI施行令の目的（経済的福利のために不正行為・詐欺に対処すること）と市民の私生活の侵害とを比較衡量した後、SyRIの使用は透明性⁴⁸と（リスクモデルの）検証可能性の面で不十分であることと、公的機関に処理が許可された個人データが大量であり、それらの処理の必要性のテストが個々の公的機関によって実施されるのみで独立的な第三者機関の事前レビューを受けていない⁴⁹ことから、SyRIでデータ分析される市民の私生活に比例的でない影響を及ぼすため、これらの法律は欧州人権条約第8条2項を遵守していないとの結論を下した。さらに、同裁判所は、SyRIが社会的経済的地位の低い人や移民に対するバイアスに基づいて出力を行うリスクがあるとも指摘している。ただし、SyRIのリスクモデル等をオランダ政府が明らかにしていないため、SyRIが差別的なアルゴリズムを使用しているかどうかは検証できなかった。ハーグ地方裁判所の判決後、オランダ政府は上訴しないと述べたため、同判決は確定している。

（2）税・関税局の育児手当システム^{[68][69][70][71]}

オランダの税・関税局（Belastingdienst）（財務省の一部局）は、育児手当（kinderopvangtoeslag）の給付事務を行っており、申請者の個人データをシステムで管理している。育児手当は、両親が就労しており、子どもを登録保育所に預けている場合の保育費の支援を目的としており、時間単位で計算される。

報道によると、税・関税局は2013年から2019年の間に、推定2万6000人に対して不正な育児手当の請求を行ったとの理由で誤って告発し、受給した手当を全額返済するように要求したという⁵⁰。不正請求を行ったとして告発された市民の多くが低所得であったり、移民の背景を持っていた。低所得であることや二重国籍を持つことがリスク指標の1つとされた^{[72][73]}。

オランダのデータ保護監督機関である Autoriteit Persoonsgegevens (AP) は2021年11月に、税・関税局が何年もの間、育児手当の申請者の国籍に関するデータを、適法でなく、

⁴⁸ SyRIで用いられたリスクモデルやリスク指標は公開されておらず、SUWI及びSyRI施行令には個人データが処理されたことをデータ主体に通知する義務が含まれていなかった。さらに同裁判所は、SUWIやSyRI施行令は、どの客観的事実データが、リスクが増大しているという結論を正当に導くことができるかについての情報を提供していないと判断し、これらの点からGDPR上の「透明性の原則」が十分に守られていないと判断した。

⁴⁹ 同裁判所はこれらの観点から、SUWI及びSyRI施行令がGDPR上の「目的制限の原則」と「データ最小化の原則」に十分な注意を払っていないと判断した。

⁵⁰ オランダの第3次ルッテ内閣はこの事案をきっかけとして2021年1月に総辞職した。

差別的で、不適切な方法で処理しており、GDPR に対する以下の 3 つの重大な違反があったとして、同局に 275 万ユーロの制裁金を科した [74][75]。(1) 税・関税局が育児手当の申請を評価するに当たって、オランダに合法的に居住している市民は育児手当を受ける権利があるため、市民が二重国籍を持っているというデータは必要ないにも関わらず、同局は 2014 年 1 月から 2020 年 6 月まで、内部システムで二重国籍データを保有していた。2018 年 5 月時点で、二重国籍を持つ市民 140 万人のデータが同局のシステムに登録されていた。

(2) また同局は 2016 年 3 月から 2018 年 10 月まで、一定の申請を不正リスクが高いと自動的に指定するシステム⁵¹において、目的にとって必要ないにも関わらず、申請者の国籍（オランダ人／非オランダ人）を指標として利用していた。なお、税・関税局の業務フローでは、リスクシステムが請求のリスクスコアを算出した後、リスクスコアの高い請求を人間が精査することになっていた [76]。(3) さらに同局は 2013 年から 2019 年 6 月まで、必要ないにも関わらず、育児手当の申請者の国籍データを組織的詐欺の検出のために利用していた。AP はこれらの 3 つのケース（二重国籍データの保有、リスクシステムでの国籍データの利用、組織的詐欺の検出）のすべてにおいて、同局の処理は適法でなく、したがって禁止されるべきとした。また GDPR の下では個人データ処理は差別を受けない権利などの基本的権利を侵害してはならないため、国籍データの差別的な処理は GDPR に照らして不適切な処理だとした。

AP の先行する調査の後、税・関税局はシステムのクリーンアップを開始し、2020 年夏にオランダ市民の二重国籍データは完全に削除された。2018 年 10 月以降、税・関税局はリスクシステムにおいて申請者の国籍データを利用しなくなった。また、2019 年 2 月以降、組織的詐欺の検出においても国籍データを利用しなくなった。税・関税局における個人データ処理の責任者は財務大臣であるため、275 万ユーロの制裁金は財務大臣に科された。

275 万ユーロの制裁金は、以下の内訳から構成される。

- ・ (1) 育児手当システムにおける二重国籍データの保有：75 万ユーロ（GDPR 第 5 条

⁵¹ 前節の SyRI に類似したシステムと考えられるが、SyRI であるとの明示的な記載は見当たらない。なお AP は、このリスクシステム（リスク分類モデル）を自己学習モデル（*zelflerend model*）とみなしている。「リスク分類モデルは、正しい請求と不正な請求の例で学習させた自己学習モデルである。ある請求が（過去の）不正請求に類似しているほど、リスクが高くなる。これには、数十の指標を見ることが伴う。これにより、0 から 1 の間のリスクスコアが得られる。1 が最大のリスクスコアで、0 が最小である。ある請求が複数の指標でスコアを付けた場合にのみ、当該請求のリスクスコアが高くなる」（https://www.autoriteitpersoonsgegevens.nl/sites/default/files/atoms/files/onderzoek_b_elastingdienst_kinderopvangtoeslag.pdf）。

- 1 項(a)⁵²及び第 6 条 1 項(e)⁵³違反、オランダ個人情報保護法⁵⁴第 6 条及び第 8 条違反)
- ・ (2) 申請者の国籍をリスクシステム (リスク分類モデル) の指標として利用 : 100 万ユーロ (GDPR 第 5 条 1 項(a)及び第 6 条 1 項(e)違反、オランダ個人情報保護法第 6 条及び第 8 条違反)
- ・ (3) 組織的詐欺の検出に申請者の国籍を利用 : 100 万ユーロ (GDPR 第 5 条 1 項(a)及び第 6 条 1 項(e)違反、オランダ個人情報保護法第 6 条及び第 8 条違反)

(3) 税・関税局の不正行為シグナル登録システム^{[77][78]}

オランダのデータ保護監督機関 AP は 2022 年 4 月に、税・関税局が「不正行為シグナル登録システム」(Fraude Signalering Voorziening : FSV) で 2013 年から 2020 年まで 6 年以上に渡り、個人データを GDPR に違反して処理したとして、同局に 370 万ユーロの制裁金を科した^[79]。FSV では、税・関税局が脱税などの不正行為・詐欺のシグナルを登録するブラックリストが使用されていた。リストには未成年者を含む 25 万人以上が登録されており、同局の複数部門の数千人の職員がアクセスすることができた。なお同局は 2020 年 2 月に FSV を停止している。

AP によれば、税・関税局は FSV のリスト上の個人データを処理する適法性の根拠を持たなかった。多くの場合、個人データは正確でなく、その結果、人々は不正行為の可能性があると誤って登録された。さらに、リストは適切に保護されておらず、同局のデータ保護オフィサー (DPO) はリスト作成の段階で関与していなかった。

税・関税局の内部調査では、職員は国籍や外見などの要因に基づいて不正行為リスク分析を行うように指示されていた。トルコ人やモロッコ人、東欧人であった場合には正当な理由もなく更なる調査がなされた。同局はまた、不正行為リスク要因として東欧風の名前の人々によるモスクへの寄付や高額の医療費を挙げている。

370 万ユーロの制裁金は、以下の 6 件の違反に対する制裁金から構成される⁵⁵。

- ・ 税・関税局には、FSV での個人データ処理のための適法性の根拠がなかった : 100 万

⁵² 「個人データは : (a) そのデータ主体との関係において、適法であり、公正であり、かつ、透明性のある態様で取扱われなければならない。(「適法性、公正性及び透明性」)」

⁵³ 「取扱いは、以下の少なくとも一つが適用される場合においてのみ、その範囲内で、適法である : (e) 公共の利益において、又は、管理者に与えられた公的な権限の行使において行われる職務の遂行のために取扱いが必要となる場合。」

⁵⁴ GDPR が適用される前の旧法であり、個人情報保護法第 6 条及び第 8 条はそれぞれ GDPR 第 5 条 1 項(a)及び第 6 条 1 項に相当する。

⁵⁵ 制裁金額の決定においては、税・関税局による過去の GDPR 違反が考慮に入れられている。すなわち、AP は 2018 年にも同局が個人データを適切に保護していないと判断しており、また 2020 年には同局が自営業者の VAT (付加価値税) 識別番号における市民サービス番号 (BSN) を違法に利用しているとして当該処理を禁止している。また前述の通り、AP は 2021 年に育児手当における差別的で適法でない方法での処理に対して同局に 275 万ユーロの制裁金を科している。

- ユーロ（GDPR 第 5 条 1 項(a)及び第 6 条 1 項違反）
- FSV の目的が事前に特定されていなかった：75 万ユーロ（GDPR 第 5 条 1 項(b)⁵⁶違反）
 - FSV には不正確で古い情報が含まれていた：75 万ユーロ（GDPR 第 5 条 1 項(d)⁵⁷違反）
 - シグナル情報が、必要以上に長い期間保存されていた：25 万ユーロ（GDPR 第 5 条 1 項(e)⁵⁸違反）
 - FSV の安全性が十分に保護されていなかった：50 万ユーロ（GDPR 第 32 条 1 項⁵⁹違反）
 - 税・関税局は、FSV の使用に関するリスク評価（データ保護影響評価）について一年以上経ってから DPO に助言を求めた：45 万ユーロ（GDPR 第 35 条 2 項⁶⁰違反）

⁵⁶ 「特定され、明確であり、かつ、正当な目的のために収集されるものとし、かつ、その目的に適合しない態様で追加的取扱いをしてはならない。公共の利益における保管の目的、科学的研究若しくは歴史的研究の目的又は統計の目的のために行われる追加的取扱いは、第 89 条第 1 項に従い、当初の目的と適合しないものとはみなされない。（「目的の限定）」

⁵⁷ 「正確であり、かつ、それが必要な場合、最新の状態に維持されなければならない。その個人データが取扱われる目的を考慮した上で、遅滞なく、不正確な個人データが消去又は訂正されることを確保するための全ての手立てが講じられなければならない。（「正確性）」

⁵⁸ 「その個人データが取扱われる目的のために必要な期間だけ、データ主体の識別を許容する方式が維持されるべきである。データ主体の権利及び自由の安全性を確保するために本規則によって求められる適切な技術上及び組織上の措置の実装の下で、第 89 条第 1 項に従い、公共の利益における保管の目的、科学的研究若しくは歴史的研究の目的又は統計の目的のみのために扱われる個人データである限り、その個人データをより長い期間記録保存できる。（「記録保存の制限）」

⁵⁹ 「最新技術、実装費用、取扱いの性質、範囲、過程及び目的並びに自然人の権利及び自由に対する様々な蓋然性と深刻度のリスクを考慮に入れた上で、管理者及び処理者は、リスクに適切に対応する一定のレベルの安全性を確保するために、特に、以下のものを含め、適切な技術上及び組織上の措置をしかるべく実装する。」

⁶⁰ 「管理者は、データ保護影響評価を行う場合、その指定をしているときは、データ保護オフィサーに対して助言を求めなければならない。」

2. 2. 6 デンマークの社会保障支払局の社会保障給付金^{[80][81][82][83]}

デンマークの社会保障支払局 (Udbetaling Danmark : UDK) は、従来は自治体レベルで実施されていた社会保障給付金の支払を一本化するために 2012 年に創設された公共機関である。住宅手当、公的年金、家族手当（出産手当、児童手当等）、就学支援金 (Statens Uddannelsesstøtte : SU)、遺族給付金等の支払を担当している。

これらの社会保障給付金の決定の一部は、完全自動意思決定に基づいて行われている。UDK が完全自動意思決定を行っているか否かは、各給付金の申請時又は受給時に市民に通知される。デンマークの行政ポータルサイト borger.dk において、各給付金における個人データ処理に関する詳細情報（自動意思決定を行っているか否かを含む）を確認することも可能である。

例えば、住宅手当については、「社会保障支払局 (UDK) の住宅手当は、自動処理のみに基づいて決定⁶¹を下すことができます。この自動意思決定は、公的登録簿から情報を取得することによって行われます。これらの情報は、申請者が提供した情報と自動的に比較され、両者を用いて、住宅手当を受ける資格があるかどうかが決まります」と記載されている^[84]。なお、住宅手当の申請処理に当たって、UDK が取得する個人データは以下の通りである^[85]。各情報源からの広範な個人データ取得については、その目的に照らした比例性について、データ取得が過剰だとする、民間シンクタンクの批判的な意見もある^{[86][87]}。

図表 12 デンマーク UDK が住宅手当の申請処理に当たって取得する個人データ

個人データの種類	個人データ項目	取得元
一般的な個人データ	・ CPR 番号 (個人識別番号)	CPR (中央個人登録簿)
	・ 家族情報	
	・ 所得情報 等	国税庁
	・ NemKonto (CPR 番号に紐づけられた銀行口座番号)	デジタル庁
	・ 郵便のイレギュラリティに関する情報	PostNord その他の郵便会社
	・ 資産法に基づく給付金の受給有無 ・ 現金給付限度額の適用の有無 ・ 現金給付限度額に関する情報	市町村

⁶¹ UDK は住宅手当における個人データ処理の法的根拠として、「社会保障支払局法 (Udbetaling Danmark-loven)」「法的保障法 (Retssikkerhedsloven)」「データ保護規則 (Databeskyttelsesforordningen)」「データ保護法 (Databeskyttelsesloven)」「住宅手当法 (Boligstøtteloven)」を挙げている (<https://www.borger.dk/bolig-og-flytning/boligstoette-oversigt/boligstoette-kontakt/boligstoette---saadan-behandler-udbetaling-danmark-dine-personoplysninger>)。しかしこれらの法令に、住宅手当における自動意思決定の使用に関する明確な規定は見当たらない。

	・家屋や家賃等の情報	家主、建物登記簿
	・賃借に関する情報	賃借登記簿
	・年金に関する情報	UDK の年金システム
	・後見及び法的能力の剥奪に関する情報	デンマークの裁判所
	・後見に関する情報	家庭裁判所
	・決定に対して不服申立を行ったことがある場合、その情報	国家社会福祉サービス不服審査委員会 (Ankestyrelsen)
特別な種類の個人データ (センシティブ個人データ)	・住宅手当にとって重要な健康情報 (自宅に身体の不自由な人がいるか否か、市町村指定住宅か否か等)	市町村
有罪判決及び犯罪と関連する個人データ	・テロに関する刑法規定の違反情報	検察庁
	・渡航禁止情報 等	
	・パスポートの取り下げ、変更、失効に関する情報	警察
	・刑務所収監情報 等	保護観察サービス

家族手当についても同様に、完全自動意思決定が行われている。家族手当の申請処理に当たって、UDK が取得する個人データは以下の通りである [88]。

図表 13 デンマーク UDK が家族手当の申請処理に当たって取得する個人データ

個人データの種類	個人データ項目	取得元
一般的な個人データ	・ CPR 番号 (個人識別番号)	CPR (中央個人登録簿)
	・ その他の基本情報	
	・ 所得情報 等	国税庁
	・ NemKonto (CPR 番号に紐づけられた銀行口座番号)	デジタル庁
	・ 子どもの委託	市町村
	・ 子どもの公的支援	
	・ 親権	
	・ 決定に対して不服申立を行ったことがある場合、その情報	国家社会福祉サービス不服審査委員会 (Ankestyrelsen)
	・ 銀行口座情報	銀行
・ 代替的な個人番号に関する情報	外国の機関	
・ 積立期間に関する情報 等		
・ 郵便のイレギュラリティに関する情報	PostNord その他の郵便会社	

	・年金に関する情報	UDK の年金システム
	・在留根拠に関する情報	移民情報ポータル (UIP)
	・子どもが外国の養子縁組を通じてデンマークに来た場合、その確認	家庭裁判所
	・遺産相続情報	官報
有罪判決及び犯罪と関連する個人データ	・テロに関する刑法規定の違反情報	検察庁
	・渡航禁止情報 等	
	・パスポートの取り下げ、変更、失効に関する情報	警察
	・刑務所収監情報 等	保護観察サービス

社会保障給付金の給付金額について、オンラインでシミュレーションを行うことも可能である。例えば住宅手当の場合⁶²、「住所情報 (street まで)」「住居の種類 (賃貸、シェアハウス等)」「年金受給の有無」「同居家族の有無」「補助器具の有無」「収入の種類と金額」「住居の面積・部屋数」「家賃」「光熱費負担の有無」「市町村指定住宅か否か」等の情報を入力すると、毎月の住宅手当の見積額が表示される。

なお、デンマークのデータ保護監督機関である Datatilsynet は 2019 年に、UDK に対して計画的な検査を実施した。検査は、UDK がデータ主体のアクセス権に関するルール (GDPR 第 15 条及び第 12 条) を遵守しているかどうかに関心を当てたものであった。検査の際、Datatilsynet は、UDK の個人データ処理が GDPR 第 15 条及び第 12 条 3 項に従って行われなかったという事実を批判した。Datatilsynet の最終意見では、UDK は (前述のように) 一部のサービスについて自動処理のみに基づく決定 (GDPR 第 22 条) を下すことができることが指摘された。また 5 つのケース (年金及び住宅手当) において、UDK はデータ主体からのアクセス要求に対して、自動意思決定に関する必要な情報をデータ主体に提供しなかったこと (すなわち GDPR 第 15 条 1 項 (h)⁶³に違反していること)、さらに 4 つのケースで、データ主体のアクセス要求を受け取ってから 1 か月以内に当該要求に回答しなかったこと (GDPR 第 12 条 3 項に違反していること) を指摘した^[89]。

UDK は最終的に、回答テンプレートの文言を修正することを約束した^[90]。Datatilsynet は、本件の検査は完了したものとみなし、それ以上の措置は講じなかった。

⁶² <https://www.boligstoette.dk/bos-selvbetjening/beregner/basisoplysninger>。

⁶³ GDPR 第 15 条 1 項 (h) は、データ主体が「プロファイリングを含め、第 22 条第 1 項及び第 4 項に定める自動的な決定が存在すること、また、それが存在する場合、その決定に含まれている論理、並びに、そのデータ主体への重要性及びデータ主体に生ずると想定される結果に関する意味のある情報」にアクセスする権利を有することを規定している。

2. 2. 7 オーストリアの労働市場サービスの雇用機会支援システム^{[91] [92] [93] [94] [95]}

オーストリアの労働市場サービス (Arbeitsmarktservice : AMS) は公共の職業安定所の機能を果たす公社である。助言や情報提供、資格、経済支援を通じて求職者と雇用主 (企業) の取組を支援している。

AMS では、求職者の雇用機会を評価するために「雇用機会支援システム」 (Arbeitsmarktchancen Assistenzsystem : AMAS) という AI システム⁶⁴が用いられている⁶⁵。AMAS ではプロファイリングが用いられ、求職者の雇用機会の評価において職員 (相談員) を支援する。求職者の個人データ (性別、年齢、市民権、教育、健康上の制限、介護義務、雇用履歴、AMS 利用頻度・期間) に基づき、求職者が将来の一定期間内に一定日数雇用される確率 (短期雇用機会と長期雇用機会) を予測する。このモデルでは、既存の 120 万人の AMS 利用者の経験的データと、求職者の地域の労働市場データが利用されている。求職者は、このように計算された長期的な雇用確率に応じて、雇用機会「高」、雇用機会「中」、雇用機会「低」⁶⁶の 3 レベルに分類 (プロファイリング) される。ただし、相談員が求職者の仕事へのモチベーションなどの測定の難しい個人的指標を含めることにより、いつでも雇用機会のレベルを調整することができる。そのため AMS は、AMAS は相談員の意味決定を支援するシステムであり、求職者の評価プロセスの責任は相談員にあるとしている。

オーストリアのデータ保護監督機関である Datenschutzbehörde (DSB) は、データ主体からの苦情に基づき AMAS に対する調査を行い、2020 年 8 月に AMS による AMAS を用いた求職者データの処理は GDPR 第 5 条 1 項(a)、第 6 条 1 項、第 9 条 2 項⁶⁷及び第 22 条違反であるとして、2021 年 1 月以降の当該処理を禁じる決定を行った。DSB は決定で、AMAS におけるプロファイリングを含む個人データ処理について 2 点を指摘しており、1 つはこのようなデータ処理に適法性の根拠がないということである (GDPR 第 5 条 1 項(a)、第 6 条 1 項及び第 9 条 2 項違反)。もう 1 つは、求職者の雇用機会 (高・中・低) の分類に当たって、相談員が最終判断を行うにも関わらず、求職者にはその状況が伝えられず、分類の見直しを要求したり異議を述べたりすることができなかったこと、また求職者と相談員との相談時間は平均 30 分であるが東部州では 10 分程度のこともあり、AMAS による分類結果が通常そのまま相談員によって採用されており、人間による監督が不十分だったことである (GDPR 第 22 条違反)。

⁶⁴ 統計的アプローチに基づく AI システム (<https://algorithmwatch.org/en/austrias-employment-agency-ams-rolls-out-discriminatory-algorithm/>)。

⁶⁵ 2018 年に試験運用が開始され、後述の DSB による決定、連邦行政裁判所による判決を経て、2021 年から本格稼働している。

⁶⁶ 雇用機会「低」に分類された求職者は、コストのかかる訓練コースに参加できないなどの不利な立場に置かれた (<https://netzpolitik.org/2020/oesterreich-ams-datenschutzbehoerde-stoppt-jobcenter-algorithmus/>)。

⁶⁷ GDPR 第 9 条 1 項で特別な種類の個人データの処理は原則的に禁止されているが、同条 2 項でその例外が限定列挙されている。

なお、AMAS に対しては他にも様々な批判があり、科学者らによって、女性や移民に自動的に低い評価が与えられること等が指摘されている [96][97]。

AMS は DSB の決定に対してオーストリア連邦行政裁判所 (BVwG) に控訴を行った。AMS はこの控訴で、オーストリア労働市場サービス法 (AMSG) [98] の第 25 条 1 項、第 29 条及び第 31 条 5 項⁶⁸に基づき AMS に割り当てられた公共の利益の職務によって、AMAS を通じたデータ処理は正当化されると主張した。連邦行政裁判所はこの控訴に対する 2020 年 12 月の判決 [99] で、AMS による求職者の個人データ (センシティブ個人データを含む) の処理は、国内法に基づき割り当てられた公共の利益の職務によって、GDPR 第 6 条 1 項 (e) 及び第 9 条 2 項 (g) の下で正当化され、従って GDPR 第 5 条 1 項 (a) の「適法性の原則」に違反していないことに同意した。また同裁判所は、DSB の決定とは反対に、収集されたデータに基づくプロファイリングは、AMSG 第 25 条 1 項⁶⁹ が AMS に権限を与えている事項 (同項には求職者に関して AMAS が処理できるデータ種類が明示的に含まれている) によってカバーされていると指摘した。さらに同裁判所は、求職者の雇用機会に関する最終決定は相談員に委ねられているため、AMAS によるデータ処理は GDPR 第 22 条 1 項の意味での自動処理のみに基づく意思決定ではないと判断した⁷⁰。

⁶⁸ AMSG 第 25 条はデータ処理、第 29 条は目標と職務遂行、第 31 条は職務遂行の原則に関する条項である。

⁶⁹ 同項では AMS、連邦行政裁判所、労働・社会問題・保健・消費者保護省が、法定職務の遂行に必要な範囲内で処理を許可される個人データの種類が限定列挙されている。

⁷⁰ AMS は相談員向けガイドラインを発行したり、訓練を実施したりしており、相談員は AMAS の結果を複数の情報源の 1 つとしてのみ受け取るように指示を受けている。ガイドラインでは、求職者のモチベーション、自助の可能性、依存症、借金、家庭環境など AMAS では考慮できない様々な基準が、相談員の最終決定の要素として挙げられている。相談員は最終的に、給付金や支援サービスなど、個々の求職者に最適な支援方針を決定する。

2. 2. 8 スウェーデンの自治体の生計補助システム ^{[100][101][102][103][104][105][106][107]}

スウェーデン南部の自治体トレレボリ (Trelleborg) 市では 2017 年から、市民からの経済支援 (生計補助 (försörjningsstöd) ⁷¹) の申請処理を自動化するために AI システム (自動意思決定システム) ⁷² が使用されている。トレレボリ市では毎月 300 件以上の生計補助の申請があり、従来は受理した申請書を職員が手作業で評価し、かなりの時間とコストがかかっていた。市民は給付の決定に平均 8 日間、場合によっては 20 日間待たなければならなかった。決定まで時間がかかるため、市民は自分の申請について頻繁に問合せを行い、職員の事務負担がさらに増加した。同市では、このような市民への給付の遅延に関連した様々な問題に対処するために AI を使用して申請処理を改善することとなった。ただし、自動意思決定において拒否された申請は、引き続き職員が処理を行っていた。

生計補助の申請の自動処理のためには、市民はオンラインで申請する必要がある ⁷³。オンラインプラットフォームで入力されたデータは、関連する機関 (社会保険庁 (Försäkringskassan) や税務庁 (Skatteverket)、公共職業安定所 (Arbetsförmedlingen)) のデータベースと照合され、資格や給付金額が自動決定される ⁷⁴。オンラインで、決定の内容と理由を確認したり、決定に異議を述べることも可能である。自動申請処理を自動化した結果、決定にかかる時間が平均 8 日間から 1 日に大幅に短縮された。またトレレボリ市の生計補助担当の職員 2 名は、より複雑なケースの処理など、他の付加価値のある事務により多くの時間を費やすために再配置された ⁷⁵。自動意思決定システム導入時の調査では、システムの使用により職員の作業がより効果的になり、法的確実性が高まったため、システムの使用に対して職員から肯定的な反応が示された ⁷⁶。

スウェーデンでは 2017 年 9 月に公布され、2018 年 7 月から施行された行政法

⁷¹ 日本の生活保護に相当する。

⁷² 決定木モデルに基づくシステム

(<https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/1369118X.2021.1924827>)。

⁷³ 希望者は紙のフォームで申請することもできる。また、初回申請時には面談を希望することもできる (<https://www.trelleborg.se/omsorg-och-hjalp/ekonomiskt-stod/ekonomiskt-bistand-forsorjningsstod/ansok-om-ekonomiskt-bistand-forsorjningsstod/>)。

⁷⁴ 2018 年の時点で、生計補助の申請の 75% が自動決定されている (<https://www.svt.se/nyheter/lokalt/skane/robot-avgor-vem-som-far-stod>)。

⁷⁵ これらの職員は受給者の就職支援などの事務に従事した。2017 年には 450 人の受給者が仕事に就くこととなり、結果的に同市の給付金支払総額を引き下げた (<https://sverigesradio.se/artikel/6856831>)。

⁷⁶ ただし職員には、自動化により職を失うことや、センシティブな事務を AI に任せることに対する懸念も見られた。トレレボリ市に続こうとした他の自治体 (クングスバッカ市) では、一部の職員がシステムの導入に抗議して退職した。また一部のオブザーバーは、すべての申請プロセスがオンラインで自動化された場合、市民の個々のニーズを評価することが困難になるため、脆弱な市民を除外してしまうリスクについて懸念を表明した (<https://publications.jrc.ec.europa.eu/repository/handle/JRC120399>)。

(Förvaltningslagen) [108]の第 28 条 (意思決定の方法) 77により、政府機関は自動的に意思決定を行えるようになった。同法のコメントリーによると、自動意思決定とは、公的機関の人間が意思決定プロセスに関与することなく、機械によって行われる意思決定を意味する [109]。ただし同法は自治体をカバーしておらず、自治体の法的枠組みを規定した地方政府法 [110]では自動意思決定は認められておらず、システムは意思決定の提案しか生成できず、人間がそれらを承認し、責任を負う必要があるという [111]78。

2019年に Swedish Public Radio の記者がトレレボリ市に要望書を提出し、公文書へのパブリックアクセスの原則を保証した「出版の自由に関する法律」(Tryckfrihetsförordningen) [112]の第 2 章第 1 条に基づき、同市の生計補助等の社会保障給付金における意思決定に用いられているソフトウェアの基礎となるソースコードへのアクセスを要求した。同市は、ソースコードは製品であり、出版の自由に関する法律第 2 章第 3 条で「書面又は画像での表現、及び技術の助けを借りて解読、傍受、その他の方法で知覚できる記録」と定義された文書には該当しないとして、記者の要求を拒否した。記者は同市の決定に対して控訴し、ヨーテボリ控訴裁判所は 2020 年 2 月 21 日の判決でトレレボリ市の労働市場委員会がソースコードを記者に開示することを決定した [113]。同市の労働市場委員会は、ソースコードは「公的事項及び秘密保護法」(Offentlighets- och sekretesslag) [114]の第 31 章第 16 条に従い、秘密保護の対象だと主張していた。控訴裁判所はソースコード開示の決定において、当該ソースコードがライセンス製品ではなく 79、秘密保護の対象とされない公文書であり、開示が誰にも害を及ぼさないと判断した 80。

77 行政法第 28 条の第一文では「決定は、1 人の公務員が単独で行うことも、複数の公務員が共同で、または自動的に行うこともできる。最終的な処理において、報告者他の公務員は、当該決定に関与することなく、参加することができる」と規定されている。

78 大学研究者からトレレボリ市の自動意思決定システムが違法ではないかとの批判もなされたが、同市のプロジェクトマネージャーは同システムが意思決定支援システムであり、意思決定の正式な責任は担当の職員にあると主張している。

79 同ソフトウェアは、デンマークのソフトウェア会社がトレレボリ市のニーズに合わせて開発したものである。

80 ヨーテボリ控訴裁判所の判決後、金融新聞 Dagens Samhälle の別の記者がトレレボリ市に、ソースコードを閲覧するために情報公開要求を提出した。同市はこの要求をデンマークのソフトウェア会社に転送し、同社はソースコードを記者と共有した。ただしソースコードは事前にチェックされず、個人識別番号、氏名、高齢者の在宅ケアに関する情報を含む 250 人分の個人データもジャーナリストと共有されてしまったという

(<https://algorithmwatch.org/en/trelleborg-sweden-algorithm/>)。

2. 2. 9 フィンランドの事例

(1) 社会保険庁の社会保障給付金^{[115][116][117][118]}

フィンランドの社会保険庁（Kansaneläkelaitos : Kela）は、国民年金、家族手当（出産手当、児童手当等）、失業手当、傷病手当、障害者手当、健康保険、住宅手当、就学支援金、生活保護等を担当する政府機関である。これらの給付金は、社会的支援が必要な人々にとって重要な収入源であるが、ほとんどのフィンランド人は収入レベルに関係なく、生涯を通じて Kela から何らかの給付金を受給している。

Kela では、Kela が取得できる情報に基づいて処理することができ、ケースバイケースの検討を要しないルーチン的な事務であって、国内法を適用できる事務について、人間の関与しない完全自動意思決定を行っている。これにより利用可能になった人的リソースを、市民へのアドバイスとサポートに再配置している。なお、機械学習や統計的・科学的モデリングの手法は、Kela のこれらの自動意思決定では用いられていない。

Kela が完全自動意思決定で行った決定の通知には、当該決定が自動的に行われたことを示す文章や、本人が当該決定に関する詳細情報を入手する方法、当該決定に不服申立をするための説明が含まれている。Kela は、学生向けの就学支援金を中心に、以下の事務で自動意思決定を行っている。

- ・ 法律に基づく給付率の調整
- ・ 就学支援金の給付（申請により給付される場合）
- ・ 本人の希望による就学支援金の一時停止
- ・ 学業成績情報の照会に応答しない大学生への就学支援金給付の取消
- ・ 親の最新の収入情報に基づく学生の就学支援金給付金額の見直し
- ・ 翌年の学生ローンに対する政府保証の付与
- ・ 登録簿から自動的に更新される情報（受給者の年齢や死亡など）、又はその他の明白で議論の余地のない事実に基づく給付の取消
- ・ 給付の中間レビュー時に行われた情報照会に本人が応答しない場合の給付の取消

フィンランドの司法長官は 2019 年に、Kela に対して自動意思決定の法的根拠を含め、自動意思決定に関する詳細情報の提供を要求した^[119]。Kela は司法長官の要求に対して 2019 年 12 月に、「関連法案の進捗が遅れているため、このトピックに関連する包括的な国内法がない状況」にあり、「Kela は自動化に関する法律の準備を早急に開始する必要がある」とする回答を公表した^[120]。

Kela は前述のように、自動意思決定において機械学習アルゴリズムを使用していない。これについて、Kela の給付金サービス開発部のチーフアーキテクトは以下の 2 つの理由を挙げている。

- ・ 社会保障給付金は新たな法律や政省令によって、資格基準や給付水準がしばしば

変更される⁸¹。機械学習の観点からは、これは既存の学習済みモデルを無効する。新しいルールセットはあっても、学習データがないという状況に陥る。新たなルールセットをプログラムしてルールベースでデータを自動処理することはできるが、その場合には機械学習アルゴリズムは必要ない。

- 行政上の意思決定には、当該決定の理由付けを含める必要がある。Kela は給付金に関する豊富なデータを持っているので、既存データに基づき学習済みモデルを作成して、給付資格や給付金額を計算することは比較的容易に行えるが、これらの給付金決定に関する法的に有効な理由付けを機械学習アルゴリズムによって「計算」することは容易ではない。

なお、Kela のウェブサイトには、各給付金について、見積額のシミュレーションを行うことのできる **Calculators** というサービスがある⁸²。Kela の保有する個人情報はいずれも、利用者の入力した情報のみに基づいて算出する。入力情報や回答結果は Kela のシステムに保存されない。

(2) 国税庁の税額決定システム^{[121][122][123][124][125]}

フィンランドの国税庁 (Verohallinto) は毎年 3 月から 4 月に、市民に記入済み所得税申告書⁸³及び税額決定書をオンライン (MyTax⁸⁴) 及び郵便で送付している。市民は記入済み所得税申告書の内容を確認し、MyTax 上で情報を修正するか、又は紙の申告書を修正して国税庁に返送する。記入済み申告書の作成や税額決定は、国税庁のシステムによって大部分が完全自動処理で行われている。市民がオンラインで記入済み申告書を修正した結果、不正確な申告や論理的に不完全な申告が提出されると、国税庁から自動処理によって当人に明確化要求書が送信される。

フィンランド議会の副オンブズパーソンである **Maija Sakslin** 氏は 2018 年 9 月に国税庁に意見書を提出し、自動税額決定の使用について説明を求めた。同氏は 2017 年に市民からの 2 件の苦情に対応しており、第 1 のケースは、苦情を申立てた市民の税申告において税の種類に矛盾があり、自動処理により明確化要求書が送信されたが、自動税額決定におけるシステムエラーによって 20% の税額増加と遅延追徴金が発生したというものであった。申立人が不当に支払うこととなった増額分は、当人の是正請求によって後に返金された。第 2 のケースでは、やはりシステムのエラーにより、1 万 1000 人の納税者に税査定手数料と税額増加をほのめかす不当なレターが自動送信されたが、結果的にこれらの納税者が増額分

⁸¹ Kela の給付金に関する意思決定は、6 省庁が所管する 200 以上の個別の法令に基づいている。

⁸² <https://www.kela.fi/calculators>。

⁸³ 国向けの所得税・資本所得税、自治体向けの住民税、各種の税額控除等から構成される。

⁸⁴ 国税庁サイト上の納税者ごとのマイページ。

を支払うことはなかった。この 2 つのケースでエラーは修正されたものの、同氏は国税庁の自動税額決定手続きにおける適切な行政の実施と納税者の法的保護について、独自に調査を行った。意見書において同氏は、「自己申告税の課税手続きに関する法律」^[126]の第 55 条で国税庁の決定には、決定を行った当局、連絡先情報、納税者識別情報、決定の理由、及び問題がどのように解決されたかに関する情報を記載しなければならないと規定されているにも関わらず、自動税額決定システムによって送信される記入済み申告書や税額決定書に特定の連絡先情報が含まれておらず、国税庁の一般的な電話番号しか含まれていないことは問題だと指摘した。また、自動税額決定プロセスが決定の理由を作成することはなく、当人が決定に疑義を持つ場合には、決定に関与しておらず詳細な情報を知らない職員がコールセンターで問題を処理していた。これらの事実から同氏は、自動税額決定に関して、正確なサービスと税額決定の理由を受ける納税者の法的権利が不明確であると指摘し、国税庁に対して説明を求めた。

議会副オンブズパーソンの **Maija Sakslin** 氏はさらに 2019 年 11 月に、「国税庁の自動意思決定手続きが憲法の要件を満たしていない」とする決定を下した^[127]。国税庁によれば年間数十万件のプロセスがシステムによる自動処理で、人間の関与なく実行されている。自動化された手続きには、催促状の送信、税額決定、追徴課税決定などが含まれる。国税庁によれば、税に関する決定の 80% 以上が完全に自動化されており、自動化が禁止された場合、2000 人以上の新たな職員を雇用する必要があるという。同氏は決定において、国税庁の自動意思決定手続きの適法性に関する 3 つの問題を指摘している。第一に、自動化の法的根拠である。自動税額決定は、意思決定の自動化に直接関係のない「自己申告税の課税手続きに関する法律」等における一般原則（調査義務）⁸⁵に基づいており、その法的根拠は憲法⁸⁶によって定められた基準を満たしていない。自動意思決定を採用するためには、とりわけ、どのプロセスで自動意思決定を用いるかを規定した明確な法的根拠が必要である。また、自動意思決定アルゴリズムをどのように公開するかを明らかにする必要がある。第二に、自動意思決定に対する公務員の公的責任である。国税庁は、すべての自動化されたプロセスについて責任者を指名することにより、プロセス責任者が当該プロセスの下で行われた決定に対して責任があると見なした。しかし、このような取り決めは、公務員の公的責任が間接的なやり方で定義されたことを意味し、個々の公務員の個人的な責任が、憲法⁸⁷の下で不明確

⁸⁵ 自己申告税の課税手続きに関する法律の第 9 条等。

⁸⁶ フィンランドの憲法に相当するフィンランド基本法の第 2 条 1 項で「公権力の行使は、法律に基づかなければならない。全ての公的活動において、法律は、厳格に遵守されなければならない」と規定されている。また同法第 81 条 1 項で「国税については、納税義務及び納税額の基準並びに納税義務者の法による保護に関する規定を含め、法律で定める」と規定されている。和訳は

https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9203616_po_201401c.pdf?contentNo=1 に基づく（以下同様）。

⁸⁷ フィンランド基本法の第 118 条 1 項で「公務員は、その公務の適法性について責任を負

なままであることを意味する。第三に、グッドガバナンスの要件である。グッドガバナンスの要件を満たすには、市民は自動意思決定手続きの対象となったときに情報提供されるべきである。また市民には、自動意思決定の適切性を評価できるように、自分のケースの処理の根拠を知る権利がある。これらの考慮事項により、同氏は国税庁の自動意思決定手続きの法的根拠は不明確であり、したがって同手続きは違法であると指摘した。同氏は、自動意思決定を直ちに中止することを求めるのではなく、自動意思決定の法的根拠となる立法の必要性を調査するべきと主張している。

う」と規定されている。また同条 3 項で「公務員又は公的業務を遂行するその他の個人の違法な作為又は不作為により、権利侵害又は損害を被った全ての者は、法律で定めるところにより、当該公務員等を刑に処すること及び公法人又は公務員若しくは公的業務を遂行するその他の者からの損害賠償を要求する権利を有する」と規定されている。

2. 2. 10 ポーランドの家族・労働・社会政策省の失業者プロファイリングシステム

[128] [129] [130] [131] [132]

ポーランドの家族・労働・社会政策省 (Ministerstwo Rodziny, Pracy i Polityki Społecznej)⁸⁸は、2014年の「雇用促進と労働市場支援機関に関する法律」の改正により、同年5月に失業者をプロファイリングするための自動意思決定システムを導入した。同システムの導入は、2012年から同省が取り組んできた、地方の340の労働局の改革の一環であった。当時、労働局の既存の事務は非効率的かつ人手不足であり、労働市場の現代的課題に対処できないとの認識の下、改革が必要された。ただし公共支出の大幅な増加を見込めないため、同省は、労働局においてより効率的に公費を使うための解決策を検討し、失業者のプロファイリングシステムを費用対効果が高いものとして採用した。

同システムは、失業者の登録時に収集された個人データ（年齢、性別、障害、失業期間等の8項目）とその後のコンピューターベースの質問で得られたデータ（専門資格の有無、居住エリア、就職が困難な理由等の16項目）の合計24項目のデータから計算されたスコア⁸⁹に基づくものである。これらのデータを用いて失業者をプロファイリングし、3つのカテゴリーのいずれかに分類し、それに応じて失業者がどの支援プログラム（就職斡旋、職業訓練、実習、活動手当など）を受ける資格があるかを決定する。

このAIシステムの使用は、市民団体等から、透明性や人間による監督が不十分であるとの批判を受けた。第一に、失業者は自分のスコアや、そのスコアがどのように決定されたかを知らされておらず、同システムの基本的な動作が不透明であった⁹⁰。第二に、同システムは助言ツールの位置付けであり、分類が適切か否かの最終判断は人間が行うはずであったが、同システムによる失業者の自動分類の1%未満しか、担当者による再分類がなされていなかった。この理由としては、アルゴリズムの精度への過剰な信頼、詳細を検討する時間がないこと、監督者からの反響に対する恐れ、自動処理が客観的だという想定が挙げられている^[133]。

ポーランドの人権コミッショナーは2016年に、同システムによる失業者のプロファイリングを規定した2014年の「雇用促進と労働市場支援機関に関する法律」の改正^[134]について、(1) 同法の第34a条3c項において失業者の個人データを収集するルールと手続きが（議会の制定する）法律で規定されておらず、労働大臣が制定する省令で規定することとな

⁸⁸ 2014年当時は労働・社会政策省の名称であったが、2015年に、家族・労働・社会政策省に改称された。なお、同省は2020年に家族・社会政策省と開発・労働・技術省に再編された。

⁸⁹ 「労働市場からの隔たり度」と「労働市場への参加・復帰の準備度」の2つのスコア。この2つを合計した数値がどの範囲に入るかで、3つのカテゴリーのいずれかに分類される。

⁹⁰ パノプティコン財団というポーランドの市民団体は2016年に、情報公開請求を通じて失業者への質問票とスコア計算アルゴリズムに関する詳細な情報を入手し、ウェブ上で公開している。

っていることと、(2) 失業者が自分に割り当てられたスコアに異議を述べるできないことの 2 点について、憲法を遵守しているか否かを判断するように憲法裁判所に申立を行った^[135]。

憲法裁判所は 2018 年 6 月 6 日に、人権コミッショナーの申立の (1) については、ポーランド憲法で規定された個人のプライバシー権及び情動的自律権 (憲法第 47 条、第 51 条、第 31 条 3 項)、並びに法律で義務付けられていない限り個人情報を開示されない権利 (憲法第 51 条 1 項) に違反するため、違憲であるとの判決を下した^[136]。ただし、(2) については、憲法 45 条 1 項及び第 78 条に基づき異議を述べるため違憲ではないと判断した。また憲法裁判所は、現行の規制が、プロファイリングを受ける失業者の個人データを十分に保護するものであるかについて疑義を持っていると表明した。

同判決を受け、2019 年 6 月 14 日に、失業者プロファイリングシステムは政府によって正式に廃止された。

2. 2. 11 EU 各国の公共部門におけるその他の AI 導入事例

本節では、欧州委員会の前述の AI Watch イニシアティブにおいて収集された EU 各国の公共部門における AI 導入事例^[137]の中から、「給付金に関する意思決定」と分類された 10 の事例を紹介する。

図表 14 EU 各国の公共部門におけるその他の AI 導入事例 (給付金に関する意思決定)⁹¹

国、機関	事例名称	概要
ドイツ、 連邦雇用庁	ALLEGRO : 失業手当の管 理	連邦雇用庁は、失業手当を管理するために ALLEGRO という IT システムを使用している。職員が申請者のデータを入力すると、システムが対応する給付金レベルを計算する。このシステムは、健康保険や年金基金に接続したり、税関や外国人中央登録簿と連携したりすることができる。ALLEGRO は、連邦雇用庁によってインハウスで開発され、2012 年から使用されている。
ドイツ、 連邦雇用庁	就学証明書 : 児童手当申請 のための自動 認識	児童手当 (Kindergeld) を申請するには、当該児童の現在の就学証明書を年 2 回提出しなければならない。これは、特にドイツの大学が統一フォームに合意できなかったため、大量の文書を手作業でチェックすることにつながった。市民は、就学証明書を適切な ウェブサイトにアップロードする。就学証明書のテキストは OCR で抽出され、分類のためにシステムに転送される。4 つの事項がチェックされる。これは就学証明書か否か (yes/no) と、その確率は (スコア) ? 申請された児童のものか? 有効期間・学期は合っているか? ドイツの大学か? 分類の結果は、家族会計窓口 (Familienkasse) の手続きで職員に表示される。同時に、チェック手続きの結果 (就学証明書の yes/no) が表示され

⁹¹ <https://ipsoeu.github.io/ips-explorer/case/>に基づき国際社会経済研究所作成。

		る。これは、職員によってアクティブに承認されなければならない。学習データは 6 万件の就学証明書で構成されており、半自動的にアノテーションが付けられ、学習に利用される。特別に開発されたアルゴリズムを用いて個人データは分類前に匿名化されるため、学習データとしても利用できる。
ドイツ、 連邦移民・難民 庁	移民言語検出	音声認識ソフトウェアを使用して、身分証明書のない移民の出身国を識別する。その目的は、シリア人であると主張するアラビア語を話す移民を検出して、亡命の機会を高めることである。新しいソフトウェアは、個人のアイデンティティを確認するためにすでに使用されている技術と並行して動作する。最終決定が下される前に、亡命希望者の書類を含む様々なデータが調査される。必要に応じて、当局は専門家の意見も求める。しかし言語学者らは、言語と語彙が絶えず変化し、有効性と正確性が低下するため、自動機械が完全に正確であることは難しいと主張している。
ベルギー、 文化・青少年・ メディア省	クイックスキ キャン組織	「革新的な政府調達」プロジェクト、「クイックスキャン組織」ツール、及び関連する開発の基礎となるアルゴリズムを使用することにより、企業による給付金申請の評価と承認を自動化し、申請者と評価者の時間的コストを削減する。
オランダ、 南ホラント州	補助金要件の 自動化:AI ア ルゴリズムで 審査される補 助金申請	このプロジェクトは、多くの人々がより環境的で持続可能な生活を送りたいと思っているが、経済的にそれができないという問題を解決することを目的とする。この補助金の対象は、資産価値が 20 万ユーロ以下の住宅に住む人々である。これらの人々は、住宅をより持続可能なものにするのに役立つ 300~3000 ユーロの補助金を受ける資格がある。申請書をスキャンして判断する必要があるため、補助金の割り当てには通常、多くの労力と時間がかかる。このプロセスには最大 6 週間かかり、多くの人件費がかかり、当の補助金よりも多くの費用がかかることがしばしばあった。このプロジェクトは、既存のプロセスを最適化することを目的とした自動化プロジェクトである。この補助金の適切な対象者を対象とするために、データのクラスター分析から始められた。これらの対象者が補助金を申請すると、その申請はアルゴリズムによって審査される。申請が条件を満たしていれば、補助金は自動的に授与される。そのため、プロセスは数週間から数日に短縮される。住宅をより持続可能なものにするための措置を講じた後のみ補助金が授与されるため、これは申請者に利益をもたらす。アルゴリズムが補助金を授与できない場合は、人間が関与する。すなわち、補助金が自動的に拒否されることはない。革新的な技術的側面に加えて、この手続きの側面も革新的であった。
オランダ、 ハウテン市、エ イセルスタイン 市、ロピク	WIL Lekstroom	WIL Lekstroom はハウテン市、エイセルスタイン市、ロピク市、ニーウェガイン市、ファイフェヘーレンランドフィフヘーレンランデン市の共同プロジェクトであり、給付金の濫用や不適切な使用を発見するためにアルゴリズムを使用

市、ニューウェガイン市、ファイフェヘーレンランドフィフヘーレンランデン市		する。
デンマーク、エスビャウ市	清掃サービス許可時のケース処理の高速化	ケースワーカーは、市民に清掃支援を提供するか否かの意思決定に当たって、個々の市民のニーズを評価しなければならない。ただし、各ケースの処理の難易度には大きなばらつきがある。このプロジェクトの目的は、プロセスの質を高め、より注意を必要とする複雑なケースのためにリソースを解放することである。アルゴリズムはケースワーカーが市民に清掃サービスを許可すべきかの意思決定支援ツールとして機能する。アルゴリズムは、市民の状態、住宅状況、同居人の可能性などに関する構造化データに基づいてこれを行う。
スウェーデン、ナッカ市	Yasmine : ロボット職員	ストックホルム県のナッカ市では、Yasmine といういわゆるロボット職員を開発して使用している。このロボットはノルウェーの Basefarm という会社が提供した RPA サービスプラットフォームの一部である。ナッカ市では 3 つの手続きが自動化されており、そのうち 2 つは世帯課の手続きであり、1 つは労働企業課の手続きである。世帯課は経済的支援、保護者のいない子ども、及び未成年者（難民）を担当している。労働企業課は成人教育、社会適応、労働市場の取組みを管理している。
ポーランド、ポーランド開発基金	不正検出 COVID-19 サポート	不正防止を支援する AI システム。主に国税庁と社会保険機構のデータベースからの財務データを中心に、企業による COVID-19 給付金申請で提出されたステートメントの自動検証で構成される。さらに、従業員数に対して金額が高すぎるなど、いくつかの不規則性が分析される。とりわけ、システムは売上高の減少の基準を分析する。売上高の減少が事業計画の失敗や投資の失敗などではなく、パンデミックに直接関係していなければならない。システムはまた、給付金が何に使われたかを調査する。給付金は、事業費にのみ使用できるというルールである。
スロベニア、行政省	e-Sociala プログラム：社会保障給付金の最適化	スロベニア政府は 2010 年に、社会福祉制度を構成する失業手当、児童手当、補助金などの社会的移転を最適化するために、e-Sociala（e-ソーシャルサービス）プログラムを導入した。このシステムは接続された多数のデータベースで構成されており、ソーシャルワーカーの作業プロセスを最適化し、彼らの作業を評価し、社会福祉申請を処理する際のエラーを防止するように設計されている。同システムは導入以来アップグレードされており、AI、自動意思決定、機械学習機能が含まれるようになった。例えば市民は、社会保障給付金の申請前に情報に基づく評価と計算ができるよう、自分の社会的権利を知ったり、給付金支払額予測を確認した

	<p>りするために自動意思決定を使用できる。さらに、いくつかの社会的権利・社会保障給付金の申請手続きは完全に自動化されている。例えば特定の申請者のために、社会保障給付金に関連する以前の意思決定を調査し、新たな（有益な）意思決定を確認する。e-sociala は、同じ家族の人を検出し、その財務情報にアクセスすることもできるため、ソーシャルワーカーの手続きが簡素化される。目標は、システムがすべての申請者の完全な「社会的権利プロファイル」を作成できるように、プロセスをさらに自動化することである。これにより同システムは、特定の市民がどのような給付金をどのくらいの期間、どのくらいの金額、受ける資格があるかを確認できるようになる。法的な理由により、ソーシャルワーカーはすべての申請書を自ら評価し、印刷し、署名し、送付する必要がある。すなわちプロセスは人間の一定の関与を必要としており、システムを改善しエラーを防止するために、これらの関与は記録され分析される。</p>
--	---

参考文献

- [1] European Union, *Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation)* (GDPR) , 2016 年 4 月 27 日, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32016R0679&from=EN>
- [2] European Commission, *Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council Laying Down Harmonised Rules on Artificial Intelligence (Artificial Intelligence Act) and Amending Certain Union Legislative Acts* (AI 規則案) , 2021 年 4 月 21 日, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELLAR%3Ae0649735-a372-11eb-9585-01aa75ed71a1>
- [3] Article 29 Data Protection Working Party, *Guidelines on Automated individual decision-making and Profiling for the purposes of Regulation 2016/679 (wp251rev.01)*, 2018 年 2 月, http://ec.europa.eu/newsroom/article29/item-detail.cfm?item_id=612053
- [4] European Commission, *Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council Laying Down Harmonised Rules on Artificial Intelligence (Artificial Intelligence Act) and Amending Certain Union Legislative Acts* (AI 規則案) , 2021 年 4 月 21 日, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELLAR%3Ae0649735-a372-11eb-9585-01aa75ed71a1>
- [5] European Commission, *White Paper on Artificial Intelligence - A European approach to excellence and trust*, 2020 年 2 月 19 日, https://ec.europa.eu/info/publications/white-paper-artificial-intelligence-european-approach-excellence-and-trust_en
- [6] European Commission, “Shaping Europe’s Digital Future”, 2021 年 5 月 26 日, https://www.weceurope.org/uploads/2021/05/2021-05-26_WEC-Europe_AI-event_Kilian-Gross.pdf
- [7] Joint Research Centre, *AI Watch: European landscape on the use of Artificial Intelligence by the Public Sector*, 2022 年 6 月, https://ai-watch.ec.europa.eu/publications/ai-watch-european-landscape-use-artificial-intelligence-public-sector_en
- [8] 同上
- [9] Algorithm Watch, “Automating Society 2019: France”, 2019 年, <https://algorithmwatch.org/en/automating-society-2019/france/>
- [10] Next INpact, “Transparence des algorithmes publics: l’avertissement du Conseil constitutionnel”, 2018 年 6 月 18 日, <https://www.nextinpact.com/article/28508/106743-transparence-algorithmes-publics-lavertissement-conseil-constitutionnel>
- [11] French Republic, *Code des relations entre le public et l’administration*, https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT0000031366350/
- [12] French Republic, *Loi n° 78-17 du 6 janvier 1978 relative à l’informatique, aux fichiers et aux libertés*, <https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT0000000886460/2022-11-16/>
- [13] Next INpact, “Transparence des algorithmes publics: l’avertissement du Conseil constitutionnel”, 2018 年 6 月 18 日, <https://www.nextinpact.com/article/28508/106743-transparence-algorithmes-publics-lavertissement-conseil-constitutionnel>
- [14] Parliament of the United Kingdom, *Data Protection and Digital Information Bill*

Explanatory Notes, 2022 年 7 月, <https://publications.parliament.uk/pa/bills/cbill/58-03/0143/en/220143en.pdf>

[15] The Guardian, “Working of algorithms used in government decision-making to be revealed”, 2021 年 11 月 29 日, <https://www.theguardian.com/technology/2021/nov/29/working-of-algorithms-used-in-government-decision-making-to-be-revealed>

[16] The United Kingdom, *Data Protection Act 2018*, <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/12/contents/enacted>

[17] Central Digital and Data Office and Centre for Data Ethics and Innovation, “Algorithmic Transparency Recording Standard Hub”, <https://www.gov.uk/government/collections/algorithmic-transparency-recording-standard-hub>

[18] Central Digital and Data Office and Centre for Data Ethics and Innovation, “Algorithmic Transparency Recording Standard v2.1”, <https://www.gov.uk/government/publications/algorithmic-transparency-template/algorithmic-transparency-template>

[19] Central Digital and Data Office and Centre for Data Ethics and Innovation, “Algorithmic Transparency Recording Standard”, <https://www.gov.uk/government/publications/algorithmic-transparency-template>

[20] Central Digital and Data Office and Centre for Data Ethics and Innovation, “Guidance for organisations using the Algorithmic Transparency Recording Standard”, <https://www.gov.uk/government/publications/guidance-for-organisations-using-the-algorithmic-transparency-recording-standard>

[21] Central Digital and Data Office and Centre for Data Ethics and Innovation, “Algorithmic Transparency Recording Standard”, <https://www.gov.uk/government/publications/algorithmic-transparency-template>

[22] Autoriteit Persoonsgegevens, “Contouren algoritmetoezicht AP naar Tweede Kamer”, 2022 年 12 月 22 日, <https://www.autoriteitpersoonsgegevens.nl/nl/nieuws/contouren-algoritmetoezicht-ap-naar-tweede-kamer>

[23] Politico, “Dutch scandal serves as a warning for Europe over risks of using algorithms”, 2022 年 3 月 29 日, <https://www.politico.eu/article/dutch-scandal-serves-as-a-warning-for-europe-over-risks-of-using-algorithms>

[24] Alexandra van Huffelen, “Inrichtingsnota algoritmetoezichthouder”, 2022 年 12 月 22 日, https://www.tweedekamer.nl/kamerstukken/brieven_regering/detail?id=2022Z26092&did=2022D56234

[25] 同上

[26] Caisses d'Allocations Familiales (CAF) ウェブサイト, <https://www.caf.fr/>

[27] Oracle, “CNAF enriches France’s national housing assistance program with Oracle Service”, 2022 年 9 月 9 日, <https://www.oracle.com/customers/cnaf/>

[28] Service-Public.fr ウェブサイト, “Aides personnelles au logement”, <https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/N20360>

[29] 独立行政法人労働政策研究・研修機構「活動手当制度の創設による若年低賃金労働者の支援」, 2016 年 9 月, https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2016/09/france_01.html

[30] 増井英紀, 「欧州各国の住宅手当制度」, 『季刊個人金融 2020 年冬号』, 2020 年 2 月,

https://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/2020winter_articles03.pdf

[31] Lafinancementpour tous, “Allocation logement: la réforme des APL appliquée au 1er janvier 2021”, 2020年9月24日,

<https://www.lafinancementpour tous.com/2020/09/24/allocation-logement-la-reforme-des-apl-appliquee-au-1er-janvier-2021/>

[32] Le Monde, “Les jeunes paient cher la réforme du calcul de l’allocation logement”, 2020年6月8日, https://www.lemonde.fr/societe/article/2021/06/08/les-jeunes-paient-cher-la-reforme-du-calcul-de-l-allocation-logement_6083288_3224.html

[33] Next INpact, “La CAF répond à notre demande de transparence sur l’algorithme de la prime d’activité”, 2018年1月5日,

<https://www.nextinpact.com/article/27827/105915-la-caf-repond-a-notre-demande-transparence-sur-lalgorithme-prime-dactivite>

[34] Next INpact, “Taxe d’habitation: pour la CADA, Bercy doit expliquer le fonctionnement de son algorithme”, 2018年4月23日,

<https://www.nextinpact.com/article/28312/106499-taxe-dhabitation-pour-cada-bercy-doit-expliquer-fonctionnement-son-algorithme>

[35] Next INpact, “Bercy ouvre le code source de la taxe d’habitation”, 2018年9月18日, <https://www.nextinpact.com/article/28776/107065-bercy-ouvre-code-source-taxe-dhabitation>

[36] impots.gouv.fr ウェブサイト, “Ouverture des données publiques de la DGFIP”, <https://www.impots.gouv.fr/ouverture-des-donnees-publiques-de-la-dgfip>

[37] Innovative Public Services Explorer ウェブサイト, “Service: BOSCO - Distribution of financial aid”, <https://ipsoeu.github.io/ips-explorer/case/10414.html>

[38] Algorithm Watch, “Spain: Legal fight over an algorithm’s code”, 2019年8月19日, <https://algorithmwatch.org/en/spain-legal-fight-over-an-algorithms-code/>

[39] Civio, “Being ruled through secret source code or algorithms should never be allowed in a democratic country under the rule of law”, 2019年7月12日, <https://civio.es/novedades/2019/07/12/being-ruled-through-secret-source-code-or-algorithms-should-never-be-allowed-in-a-social-and-democratic-state-under-the-rule-of-law/>

[40] Civio, “La Justicia impide la apertura del código fuente de la aplicación que concede el bono social”, 2022年2月10日, <https://civio.es/novedades/2022/02/10/la-justicia-impide-la-apertura-del-codigo-fuente-de-la-aplicacion-que-concede-el-bono-social/>

[41] Civio, “Spanish court rejects opening code for automated public decisions”, 2022年2月17日, <https://civio.es/novedades/2022/02/17/spanish-court-blocks-the-way-for-making-public-code-open-and-transparent/>

[42] Digital Freedom Fund, “Fighting for Algorithmic Transparency in Spain”, 2020年2月17日, <https://digitalfreedomfund.org/fighting-for-algorithmic-transparency-in-spain/>

[43] Juli Ponce Solé, “The energy social bonus and the Bosco program: about algorithms, bugs and source code. Regarding the first court decision handed down in 2021: a bad judgment that we hope will be corrected soon”, 2022年9月29日, <https://betterregulation.lumsa.it/repost-rednmr-energy-social-bonus-and-bosco-program-about-algorithms-bugs-and-source-code-regarding>

[44] Juzgado Central de lo Contencioso-Administrativo, *Sentencia n° 143/2021*, 2021年12月30日, <https://civio.app.box.com/s/ok4x3w0l12iougk4cz6mt5ec73vdafb9>

[45] Eesti Töötukassa ウェブサイト, <https://www.tootukassa.ee/>

- [46] Eesti Töötukassa ウェブサイト, “Data Protection Terms : When does the Unemployment Insurance Fund make an automatic decision regarding you”, <https://www.tootukassa.ee/en/data-protection-terms/data-protection-estonian-unemployment-insurance-fund/when-does-unemployment>
- [47] European Union Agency for Fundamental Rights, *Getting the future right – Artificial intelligence and fundamental rights*, 2020 年, https://fra.europa.eu/sites/default/files/fra_uploads/fra-2020-artificial-intelligence_en.pdf
- [48] Algorithm Watch, “Automating Society Report 2020: Estonia”, 2020 年, <https://automatingsociety.algorithmwatch.org/report2020/estonia/>
- [49] Joint Research Centre, *AI Watch: European Landscape on the Use of Artificial Intelligence by the Public Sector: Annex II Case studies description*, 2022 年 6 月, https://joinup.ec.europa.eu/sites/default/files/inline-files/364_aiwatch_landscape_annexii_1_0.pdf
- [50] Republic of Estonia, *Töötuskindlustuse seadus*, <https://www.riigiteataja.ee/akt/117122015093?leiaKehtiv>
- [51] GOV.UK ウェブサイト, “Housing Benefit”, <https://www.gov.uk/housing-benefit>
- [52] GOV.UK ウェブサイト, “Universal Credit”, <https://www.gov.uk/universal-credit>
- [53] The Guardian, “Nearly half of councils in Great Britain use algorithms to help make claims decisions”, 2020 年 10 月 28 日, <https://www.theguardian.com/society/2020/oct/28/nearly-half-of-councils-in-great-britain-use-algorithms-to-help-make-claims-decisions>
- [54] 増井英紀, 「欧州各国の住宅手当制度」, 『季刊個人金融 2020 年冬号』, 2020 年 2 月, https://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/2020winter_articles03.pdf
- [55] Teignbridge.gov.uk ウェブサイト, “Housing Benefit and Council Tax Support”, <https://www.teignbridge.gov.uk/cookies-and-privacy-notice/service-privacy-notice/housing-benefit-and-council-tax-support/when-we-make-an-automated-decision-about-your-personal-information/>
- [56] Teignbridge.gov.uk ウェブサイト, “Council Tax”, <https://www.teignbridge.gov.uk/cookies-and-privacy-notice/service-privacy-notice/council-tax/when-we-make-an-automated-decision-about-your-personal-information/>
- [57] <https://www.rijksoverheid.nl/ministeries/ministerie-van-sociale-zaken-en-werkgelegenheid>
- [58] Marvin van Bekkum and Frederik Zuiderveen Borgesius, “Digital welfare fraud detection and the Dutch SyRI judgment”, 2021 年 8 月 2 日, <https://journals.sagepub.com/doi/10.1177/13882627211031257>
- [59] Algorithm Watch, “High-Risk Citizens”, 2018 年 7 月 4 日, <https://algorithmwatch.org/en/high-risk-citizens/>
- [60] IamExpat, “Benefits & Allowances in the Netherlands”, <https://www.iamexpat.nl/expat-info/allowances-benefits-netherlands>
- [61] Rechtbank Den Haag, *C-09-550982-HA ZA 18-388 (ECLI:NL:RBDHA:2020:1878)*, 2020 年 2 月 5 日, <https://uitspraken.rechtspraak.nl/#/details?id=ECLI:NL:RBDHA:2020:1878>
- [62] International Association of Privacy Professionals, “Digital welfare fraud detection and the Dutch SyRI judgment”, 2021 年 9 月 23 日, <https://iapp.org/news/a/digital-welfare-fraud-detection-and-the-dutch-syri-judgment/>

- [63] 平和博, 「『福祉手当の不正受給者』を予測するAIが“人権侵害”で差し止め」, 2020年2月10日, <https://news.yahoo.co.jp/byline/kazuhirotaira/20200210-00162399>
- [64] 廣瀬真理子, 「第5節オランダ:「福祉的就労」分野における労働保護法の現状」, 『福祉的就労分野における労働法適用に関する研究会報告書』, 2009年11月, https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/hikaku/matsui091130/12_205.html
- [65] Algorithm Watch, “High-Risk Citizens”, 2018年7月4日, <https://algorithmwatch.org/en/high-risk-citizens/>
- [66] WIRED, “Europe Limits Government by Algorithm. The US, Not So Much”, 2020年2月7日, <https://www.wired.com/story/europe-limits-government-algorithm-us-not-much/>
- [67] Rechtbank Den Haag, *C-09-550982-HA ZA 18-388 (ECLI:NL:RBDHA:2020:1878)*, 2020年2月5日, <https://uitspraken.rechtspraak.nl/#/details?id=ECLI:NL:RBDHA:2020:1878>
- [68] IamExpat, “Child benefits in the Netherlands”, <https://www.iamexpat.nl/expat-info/allowances-benefits-netherlands/child-benefits>
- [69] The Guardian, “Dutch government faces collapse over child benefits scandal”, 2021年1月14日, <https://www.theguardian.com/world/2021/jan/14/dutch-government-faces-collapse-over-child-benefits-scandal>
- [70] Trouw, “Wie wist wat in de toeslagenaffaire? De kluwen van hoofdrolspelers ontward”, 2020年11月14日, <https://www.trouw.nl/politiek/wie-wist-wat-in-de-toeslagenaffaire-de-kluwen-van-hoofdrolspelers-ontward~b721c834/>
- [71] Wikipedia, “Dutch childcare benefits scandal”, https://en.wikipedia.org/wiki/Dutch_childcare_benefits_scandal
- [72] Politico, “Dutch scandal serves as a warning for Europe over risks of using algorithms”, 2022年3月29日, <https://www.politico.eu/article/dutch-scandal-serves-as-a-warning-for-europe-over-risks-of-using-algorithms>
- [73] EU Law Enforcement, “The Dutch benefits scandal: a cautionary tale for algorithmic enforcement”, 2021年4月30日, <https://eulawenforcement.com/?p=7941>
- [74] Autoriteit Persoonsgegevens, “Boete Belastingdienst voor discriminerende en onrechtmatige werkwijze”, 2021年12月7日, <https://autoriteitpersoonsgegevens.nl/nl/nieuws/boete-belastingdienst-voor-discriminerende-en-onrechtmatige-werkwijze>
- [75] Autoriteit Persoonsgegevens, *Besluit tot boeteoplegging*, 2021年11月25日, https://autoriteitpersoonsgegevens.nl/sites/default/files/atoms/files/boetebesluit_belastingdienst.pdf
- [76] IEEE Spectrum, “The Dutch Tax Authority Was Felled by AI—What Comes Next?”, 2022年5月9日, <https://spectrum.ieee.org/artificial-intelligence-in-government>
- [77] Politico, “Dutch scandal serves as a warning for Europe over risks of using algorithms”, 2022年3月29日, <https://www.politico.eu/article/dutch-scandal-serves-as-a-warning-for-europe-over-risks-of-using-algorithms>
- [78] Autoriteit Persoonsgegevens, “Zwarte lijst FSV van Belastingdienst in strijd met de wet”, 2021年10月29日, <https://autoriteitpersoonsgegevens.nl/nl/nieuws/zwarte-lijst-fsv-van-belastingdienst-strijd-met-de-wet>
- [79] Autoriteit Persoonsgegevens, “Tax Administration fined for fraud blacklist”, 2022年5月6日, <https://autoriteitpersoonsgegevens.nl/en/news/tax-administration-fined-fraud-blacklist>

- [80] Algorithm Watch, “Automating Society Report 2020: Denmark”, 2020 年, <https://automatingsociety.algorithmwatch.org/report2020/denmark/>
- [81] borger.dk ウェブサイト, <https://www.borger.dk/>
- [82] Lifeindenmark.dk ウェブサイト, <https://lifeindenmark.borger.dk/>
- [83] 増井英紀, 「欧州各国の住宅手当制度」, 『季刊個人金融 2020 年冬号』, 2020 年 2 月, https://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/2020winter_articles03.pdf
- [84] borger.dk ウェブサイト, “Boligstøtte - Sådan behandler Udbetaling Danmark dine personoplysninger”, <https://www.borger.dk/bolig-og-flytning/boligstoette-oversigt/boligstoette-kontakt/boligstoette--saadan-behandler-udbetaling-danmark-dine-personoplysninger>
- [85] 同上
- [86] Algorithm Watch, “Automating Society Report 2020: Denmark”, 2020 年, <https://automatingsociety.algorithmwatch.org/report2020/denmark/>
- [87] Algorithm Watch, “Automating Society 2019: Denmark”, 2019 年, <https://algorithmwatch.org/en/automating-society-2019/denmark/>
- [88] borger.dk ウェブサイト, “Familieydelse - Sådan behandler Udbetaling Danmark dine personoplysninger”, <https://www.borger.dk/familie-og-boern/familieydelse-oversigt/saadan-behandler-udbetaling-danmark-dine-personoplysninger>
- [89] Datatilsynet, “Tilsyn med Udbetaling Danmarks behandling af personoplysninger”, 2020 年 2 月 26 日, <https://www.datatilsynet.dk/afgoerelser/afgoerelser/2020/feb/tilsyn-med-udbetaling-danmarks-behandling-af-personoplysninger>
- [90] Sebastião Barros Vale and Gabriela Zanfir-Fortuna, *Automated Decision-Making Under the GDPR: Practical Cases from Courts and Data Protection Authorities*, 2022 年 5 月, <https://fpf.org/wp-content/uploads/2022/05/FPF-ADM-Report-R2-singles.pdf>
- [91] Arbeitsmarktservice ウェブサイト, “Informationen zu spezifischen Datenverarbeitungen im AMS”, <https://www.ams.at/organisation/ueber-ams/datenschutzbestimmungen/informationen-zu-spezifischen-datenverarbeitungen-im-ams>
- [92] Sebastião Barros Vale and Gabriela Zanfir-Fortuna, *Automated Decision-Making Under the GDPR: Practical Cases from Courts and Data Protection Authorities*, 2022 年 5 月, <https://fpf.org/wp-content/uploads/2022/05/FPF-ADM-Report-R2-singles.pdf>
- [93] DerStandard, “Datenschutzbehörde kippt umstrittenen AMS-Algorithmus”, 2020 年 8 月 20 日, <https://www.derstandard.at/story/2000119486931/datenschutzbehoerde-kippt-umstrittenen-ams-algorithmus>
- [94] Algorithm Watch, “Austria’s employment agency rolls out discriminatory algorithm, sees no problem”, 2019 年 10 月 6 日, <https://algorithmwatch.org/en/austrias-employment-agency-ams-rolls-out-discriminatory-algorithm/>
- [95] Netzpolitik.org, “Datenschutzbehörde stoppt Jobcenter-Algorithmus”, 2020 年 8 月 21 日, <https://netzpolitik.org/2020/oesterreich-ams-datenschutzbehoerde-stoppt-jobcenter-algorithmus/>
- [96] Algorithm Watch, “Austria’s employment agency rolls out discriminatory algorithm, sees no problem”, 2019 年 10 月 6 日, <https://algorithmwatch.org/en/austrias-employment-agency-ams-rolls-out-discriminatory-algorithm/>
- [97] Netzpolitik.org, “Streit um den AMS-Algorithmus geht in die nächste Runde”, 2019 年 10 月 10 日, <https://netzpolitik.org/2019/streit-um-den-ams-algorithmus-geht-in-die-naechste-runde/>

- [98] Republic of Austria, *Gesamte Rechtsvorschrift für Arbeitsmarktservicegesetz*, <https://www.ris.bka.gv.at/GeltendeFassung.wxe?Abfrage=Bundesnormen&Gesetzesnummer=10008905>
- [99] Bundesverwaltungsgericht (BVwG), *W256 2235360-1*, 2020 年 12 月 18 日, https://www.ris.bka.gv.at/JudikaturEntscheidung.wxe?Abfrage=Bvwg&Dokumentnummer=BVWGT_20201218_W256_2235360_1_00
- [100] Joint Research Centre, *AI Watch - Artificial Intelligence in public services*, 2020 年 7 月, https://ai-watch.ec.europa.eu/publications/ai-watch-artificial-intelligence-public-services_en
- [101] Algorithm Watch, “Automating Society 2019: Sweden”, 2019 年, <https://algorithmwatch.org/en/automating-society-2019/sweden/>
- [102] Algorithm Watch, “Central authorities slow to react as Sweden’s cities embrace automation of welfare management”, 2020 年 3 月 17 日, <https://algorithmwatch.org/en/trelleborg-sweden-algorithm/>
- [103] Anne Kaun, “Suing the algorithm: the mundanization of automated decision-making in public services through litigation”, 2021 年 5 月 30 日, <https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/1369118X.2021.1924827>
- [104] Trelleborgs kommun ウェブサイト, “Så här hanteras en digital ansökan”, <https://www.trelleborg.se/omsorg-och-hjalp/ekonomiskt-stod/ekonomiskt-bistand-forsorjningsstod/sa-har-hanteras-en-digital-ansokan/>
- [105] Minka Lindroos, *Tryggandet av offentlighetsprincipen och god förvaltning vid automatiserat beslutsfattande - en jämförelse mellan Finland och Sverige*, 2021 年, https://www.doria.fi/bitstream/handle/10024/181082/lindroos_minka.pdf
- [106] Svt NYHETER, “Omdiskuterad robot avgör vem som får stöd i Trelleborg”, 2018 年 10 月 21 日, <https://www.svt.se/nyheter/lokalt/skane/robot-avgor-vem-som-far-stod>
- [107] Sveriges Radio, “Fler bidragstagare fick jobb när robot tog över ansökningar om stöd”, 2018 年 1 月 8 日, <https://sverigesradio.se/artikel/6856831>
- [108] Kingdom of Sweden, *Förvaltningslag (2017:900)*, https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/forvaltningslag-2017900_sfs-2017-900
- [109] Algorithm Watch, “Automating Society 2019: Sweden”, 2019 年, <https://algorithmwatch.org/en/automating-society-2019/sweden/>
- [110] Kingdom of Sweden, *Swedish Local Government Act(1991:900)*, <https://www.government.se/49b736/contentassets/9577b5121e2f4984ac65ef97ee79f012/the-swedish-local-government-act>
- [111] Algorithm Watch, “Automating Society 2019: Sweden”, 2019 年, <https://algorithmwatch.org/en/automating-society-2019/sweden/>
- [112] Kingdom of Sweden, *Tryckfrihetsförordning (1949:105)*, https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/tryckfrihetsforordning-1949105_sfs-1949-105
- [113] Kammarrätten i Göteborg, *Mål nr 6973-19*, 2020 年 2 月 21 日, https://www.allmanhandling.se/wp-content/uploads/2020/02/KR_Goteborg_6973_19.pdf
- [114] Kingdom of Sweden, *Offentlighets- och sekretesslag (2009:400)*, https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/offentlighets-och-sekretesslag-2009400_sfs-2009-400
- [115] Kela ウェブサイト, “Automated decisions at Kela”, <https://www.kela.fi/automated->

[decisions](#)

- [116] Riku Sarlin, Kela, “Kela and AI”, 2020 年 6 月 11 日, [https://mycourses.aalto.fi/pluginfile.php/1251346/mod_resource/content/1/Riku Sarlin Kela and AI.pdf](https://mycourses.aalto.fi/pluginfile.php/1251346/mod_resource/content/1/Riku_Sarlin_Kela_and_AI.pdf)
- [117] Algorithm Watch, “Automating Society 2019: Finland”, 2019 年, <https://algorithmwatch.org/en/automating-society-2019/finland>
- [118] NTT データ経営研究所, 「諸外国の公共部門における『AI によるガバナンス』の事例調査結果」, 2021 年 12 月 17 日, https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/shin_ai/4kai/sanko2.pdf
- [119] Algorithm Watch, “Automating Society Report 2020: Finland”, 2020 年, <https://automatingsociety.algorithmwatch.org/report2020/finland/>
- [120] Kela ウェブサイト, “Kela vastaa oikeuskanslerin selvityspyyntöön päätöksenteon automaatiosta”, 2019 年 12 月 20 日, <https://www.kela.fi/ajankohtaista-henkiloasiakkaat/26260993/kela-vastaa-oikeuskanslerin-selvityspyyntoon-paatoksenteon-automaatiosta>
- [121] Verohallinto ウェブサイト, “Pre-completed tax return”, [https://www.vero.fi/en/individuals/tax-cards-and-tax-returns/your tax return and tax assessment deci/](https://www.vero.fi/en/individuals/tax-cards-and-tax-returns/your-tax-return-and-tax-assessment-deci/)
- [122] Algorithm Watch, “Automating Society 2019: Finland”, 2019 年, <https://algorithmwatch.org/en/automating-society-2019/finland>
- [123] Algorithm Watch, “Automating Society Report 2020: Finland”, 2020 年, <https://automatingsociety.algorithmwatch.org/report2020/finland/>
- [124] Apulaisoikeusasiamies Maija Sakslin, *Verohallinnon Automatisoitu Päätöksentekomenettely Ei Täytä Perustuslain Vaatimuksia*, 2019 年 11 月 20 日, <https://www.oikeusasiamies.fi/r/fi/ratkaisut/-/eoar/3379/2018>
- [125] Eduskunnan oikeusasiamies, “Verohallinnon automatisoitu päätöksentekomenettely ei täytä perustuslain vaatimuksia”, 2019 年 11 月 26 日, <https://www.oikeusasiamies.fi/fi-FI/web/guest/-/verohallinnon-automatisoitu-paatoksentekomenettely-ei-tayta-perustuslain-vaatimuksia>
- [126] Republic of Finland, *Laki oma-aloitteisten verojen verotusmenettelystä*, <https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2016/20160768>
- [127] Apulaisoikeusasiamies Maija Sakslin, *Verohallinnon Automatisoitu Päätöksentekomenettely Ei Täytä Perustuslain Vaatimuksia*, 2019 年 11 月 20 日, <https://www.oikeusasiamies.fi/r/fi/ratkaisut/-/eoar/3379/2018>
- [128] Joint Research Centre, *AI Watch - Artificial Intelligence in public services*, 2020 年 7 月, https://ai-watch.ec.europa.eu/publications/ai-watch-artificial-intelligence-public-services_en
- [129] Algorithm Watch, “Automating Society Report 2020: Poland”, 2020 年, <https://automatingsociety.algorithmwatch.org/report2020/poland/>
- [130] Algorithm Watch, “Automating Society 2019: Poland”, 2019 年, <https://algorithmwatch.org/en/automating-society-2019/poland>
- [131] Fundacja Panoptykon, “Co zawiera algorytm służący do profilowania w urzędach pracy?”, 2016 年 9 月 20 日, <https://panoptykon.org/wiadomosc/co-zawiera-algorytm-sluzacy-do-profilowania-w-urzedach-pracy>
- [132] 在ポーランド日本国大使館, 「(仮訳) ポーランド共和国憲法」, <https://www.pl.emb-japan.go.jp/seiji/documents/kenpou.pdf>
- [133] Joint Research Centre, *AI Watch - Artificial Intelligence in public services*, 2020 年

7 月, https://ai-watch.ec.europa.eu/publications/ai-watch-artificial-intelligence-public-services_en

[134] Republic of Poland, *Ustawa z dnia 14 marca 2014 r. o zmianie ustawy o promocji zatrudnienia i instytucjach rynku pracy oraz niektórych innych ustaw*, <https://isap.sejm.gov.pl/isap.nsf/download.xsp/WDU20140000598/O/D20140598.pdf>

[135] Rzecznika Praw Obywatelskich, “The Commissioner's application to the Constitutional Tribunal regarding the regulations on unemployed persons' data profiling”, 2016 年 12 月 20 日, <https://bip.brpo.gov.pl/pl/content/commissioners-application-constitutional-tribunal-regarding-regulations-unemployed-persons%E2%80%99-data>

[136] Rzecznika Praw Obywatelskich, “TK: szczegóły profilowania pomocy dla bezrobotnego mają być uregulowane w ustawie”, 2018 年 6 月 6 日, <https://bip.brpo.gov.pl/pl/content/tk-szczeg%C3%B3%C5%82y-profilowania-pomocy-dla-bezrobotnego-maj%C4%85-by%C4%87-uregulowane-w-ustawie>

[137] Innovative Public Services Explorer ウェブサイト, “Cases”, <https://ipsoeu.github.io/ips-explorer/case/>

以上